えびの市 障がい者プラン

えびの市障がい者計画(第6期) えびの市障がい福祉計画(第7期) えびの市障がい児福祉計画(第3期)

令和6年度▶令和8年度



宮崎県 えびの市

近年、わが国における障がい福祉施策は、障害者基本法をはじめ、平成25年4月の障害者総合支援法施行、平成28年の障害者差別解消法や成年後見制度の利用促進に関する法律の制定のほか、発達障害者支援法、児童福祉法の改正など、様々な法整備が進行しています。令和2年6月に公布された改正社会福祉法では、障がいのある人や高齢者、子ども・子育て世代等の属性や世代にかかわらず相談を受け止め、関係機関と協働し、包括的な支援体制の構築や地域づくりを進めていくことが掲げられました。

こうした動向を受け、「認め合い支え合う、誰もが自分らしく輝く地域共生社会の実現」を基本理念として、市の施策と国が定める障害福祉サービスの連携を図っていく必要があることから、第6期えびの市障がい者計画・第7期えびの市障がい福祉計画・第3期えびの市障がい児福祉計画を一つにまとめた、「障がい者プラン」を策定しました。この計画は期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とし、障がいの種類や年齢にかかわらず、障がいのある人の夢や希望の実現に向けて、必要な支援を受けながら、地域社会の一員として様々な活動に幅広く参加していくことができる総合的な取組を、PDCAサイクルにより着実に進めていくこととしています。

本プランが目指す目標の実現に向けて、それぞれの立場で理解を深め、地域も含め 福祉・保健・医療・介護・教育と専門機関などの関係機関が連携して取組を進めてい くことが重要であると考えておりますので、今後も、市民の皆様の一層のご理解とご 協力をお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定にあたり、貴重なご意見を頂いたえびの市障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート、ヒアリング調査を通して貴重なご意見を頂いた企業や市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

目 次

第1章 計画策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 本計画の対象者と障がいの表記	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	6
5. 計画の策定体制	6
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	
1. 障がいのある人の状況	9
2. アンケート調査からみる本市の状況	. 17
3. 関係団体・事業所調査からみた現状	. 40
第3章 前期計画の総括	
1. えびの市障がい者計画の振り返り	. 43
2. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の実績	. 51
3. 現状を踏まえた障がい福祉施策の今後の課題	. 56
第4章 計画の基本的な考え方	
1. 基本理念	. 59
2. 基本目標	. 60
3. 施策の体系	. 62
4. 計画の関係	. 63
第5章 施策の展開 (障がい者計画)	
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	. 64
2. 情報アクセシビリティ向上とコミュニケーション支援	. 68
3. 生活を支援する環境づくり	. 70
4. 保健・医療・介護の充実	. 77
5. 教育・育成環境の充実	. 79
6. 雇用・就業及び経済的自立の支援	. 83
第6章 施策の展開(障がい福祉計画・障がい児福祉計画)	
1. 障害福祉サービスの体系	. 86
2. 成果目標の設定	. 87
3. 障害福祉サービスの見込(活動指標)	. 95
4. 地域生活支援事業の見込	110
5. 障がい児支援サービスの見込	118
第7章 計画の推進に向けて	
1. 計画の推進体制	121
2. 計画の進行管理	121
3. 県・近隣市町等との連携	122
4. 協議会との連携	122
Particulate	100

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、障がいの有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することや、 共生社会の実現に向けた機運が全国的に高まりました。一方で新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等に伴い、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会が失われるなど、深刻な影響を受けました。

国では、平成28年に「障害者差別解消法」「成年後見制度利用促進法」が施行され、平成30年には「児童福祉法」の改正、令和3年には「医療的ケア児支援法」の施行、令和4年には「障害者総合支援法」の改正など、障がいのある人が望む地域生活をかなえるための支援の充実や、地域社会の理解と協力を得るための法整備が進められています。

えびの市(以下「本市」という。)においては、えびの市民憲章を基本理念とし、えがおが交わり続けるまち~霧島山のめぐみめぐる えびの~を将来像とした「第6次えびの市総合計画」を策定し、障がい福祉を含めた地域福祉の充実を取組に定めています。

また、福祉分野の上位計画として令和4年3月に策定された「第4期えびの市地域福祉計画」では、「住み慣れた地域で自分らしくいきいきと、安心して暮らし続けられるまち~地域共生社会の実現~」を基本理念とし、支え手や受け手に分かれることなく、誰もが互いに支え合う関係づくりや、高齢者、障がいのある人、子どもなど、分野にとらわれない支援体制の構築に取り組んでいます。

障がい福祉分野においては、平成30年3月に「第5期えびの市障がい者計画」、令和3年3月に「第6期えびの市障がい福祉計画・第2期えびの市障がい児福祉計画」を策定し、すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(共生社会)の実現に向け、様々な取組を進めているところです。

このたび、「第5期えびの市障がい者計画」及び「第6期えびの市障がい福祉計画・第2期えびの市障がい児福祉計画」を、国の動向や本市の上位計画、障がい者施策の進捗状況等を踏まえた計画として見直しを行い、新たに「えびの市障がい者計画(第6期)・えびの市障がい福祉計画(第7期)・えびの市障がい児福祉計画(第3期)」を包含した「えびの市障がい者プラン」(以下「本計画」という。)を策定します。

2. 本計画の対象者と障がいの表記

障がい福祉計画の対象者は、「障害者総合支援法」で規定されている

- 1. 「身体障害者福祉法」第4条に規定する身体障害者
- 2. 「知的障害者福祉法」にいう障害者のうち18歳以上である者
- 3. 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条に規定する精神障害者 (「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障害者を含み、「知的障害者福祉法」にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者
- 4. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者

のことをいいます。

障がい児福祉計画の対象者は、「児童福祉法」で規定されている

- 1. 身体に障害のある18歳未満である者
- 2. 知的障害のある18歳未満である者
- 3. 精神に障害のある18歳未満である者(「発達障害者支援法」第2条第2項 に規定する発達障害児を含む。)
- 4. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳未満である者

のことをいいます。

また、本市では「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、法令や条例等の名称 及びそれらの中で特定のものを指す用語、組織、関係団体、関係施設などの名称を除き、 「害」を「がい」と表記することとしています。



3. 計画の位置づけ

(1)法令等の根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。3つの計画は、それぞれ根拠となる法律が異なりますが、取組の内容が関連しており、一体となって進めていく必要があります。

根拠となる法律	内容
障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第11条第3項	市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を 基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況 等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に 関する基本的な計画を策定しなければならない。
障害者総合支援法 (平成17年法律第123号) 第88条第1項	市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第33条の20第1項	市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

■「障がい者計画」と「障がい福祉計画」・「障がい児福祉計画」の関係

障がい者計画

(P64~85)

本市における障がいのある人の生活を支援する様々な取組について、基本的な考え 方や方向性を定めた計画

- ●生活支援 ■
- ●保健・医療
- ●教育、文化芸術活動・スポーツ等
- ●雇用・就業、経済的自立の支援
- ●生活環境
- ●情報アクセシビリティ
- ●安全・安心
- ●差別の解消及び権利擁護の推進
- ●行政サービス等における配慮
- ●国際協力

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

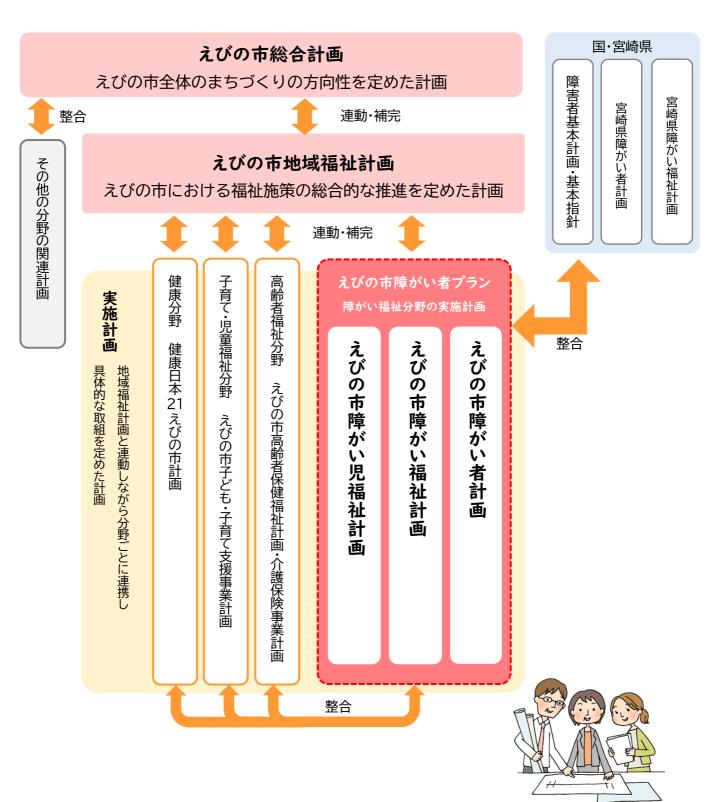
(P86~I20)

障害福祉サービス・障がい児福祉サービスの基盤整備と確保を目的として、国の基本指針に基づいた目標やサービスの見込量を定めた計画

- ●訪問系サービス
- ●日中活動系サービス
- ●居住系サービス
- ●相談支援
- ●入所者地域生活移行
- ●精神障がい者地域生活移行
- ●一般就労移行

(2)他の計画との関係

本計画は、市の最上位計画である「えびの市総合計画」及び「えびの市地域福祉計画」の中における、障がい福祉に関する実施計画として位置づけられます。また、「えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「えびの市子ども・子育て支援事業計画」、「健康日本21えびの市計画」等の関連計画との調和を図るとともに、国の「障害者基本計画」、県の「宮崎県障がい者計画」等の内容も踏まえて策定しています。



(3) SDGsの推進

2015年9月の国連サミットにおいて、2030年までに世界中で達成すべき目標と して「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。本市では施策推進目標とSD Gsの目標を結びつけることで、持続可能な社会づくりを視野に入れて取り組むこととし ます。

















■本計画と関連の強いゴール



すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の 健康的な生活を確保し、福祉を 促進する。



人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是 正する。



質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な 質の高い教育を確保し、生涯学 習の機会を促進する。



住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリ エント)で持続可能な都市及び 人間居住を実現する。



ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべ ての女性及び女児の能力強化を 行う。



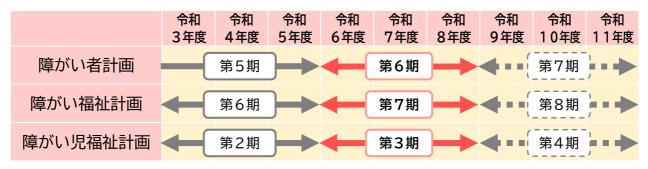
パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手 段を強化し、グローバル・パー トナーシップを活性化する。



4. 計画の期間

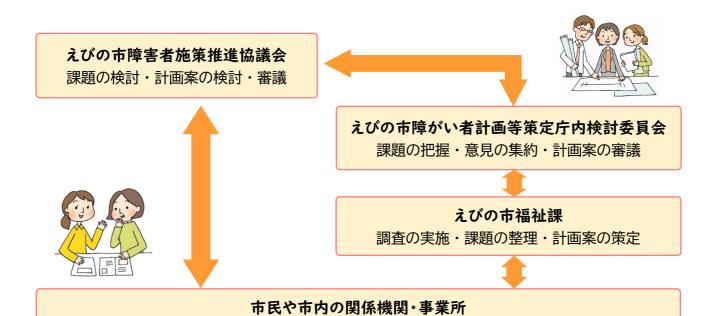
障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の根拠法はそれぞれ異なりますが、 特に障がい者計画の「生活支援」など、お互いに関連性があります。そこで、これらの計 画を一体的に策定することにより、障がい福祉施策を総合的に取り組み、両計画の連携を 一層図りやすくするために、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実 施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)」(以下「基本 指針」という。)の期間と合わせて、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。



5. 計画の策定体制

(1)計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民からの意見聴取の機会を設け、その内容を計画に反映するとともに、計画案について、検討・審議を行う場を設けました。



6

市民アンケート 手帳所持者アンケート 関係団体・事業所調査 パブリックコメント

(2)各種委員会の設置・開催

① えびの市障がい者計画等策定庁内検討委員会の設置

本計画の策定にあたっては、庁内策定体制として「えびの市障がい者計画等策定庁内検 討委員会」を設置し、計画の内容について審議を行いました。

② えびの市障害者施策推進協議会の開催

前期計画の取り組み状況や、障がいのある人への支援、地域共生社会の実現に向けた課題について検討を行うことで、本市の実情に沿った計画としていくため、障害者基本法に基づき、「えびの市障害者施策推進協議会」を開催し、計画に盛り込む施策等について検討を行いました。

(3)実態調査の実施

(1) えびの市民を対象としたアンケート調査

障がい福祉に対する意識や実態などを把握するため、18歳以上の市民を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象者	本市在住の18歳以上の市民						
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出					
調査期間	令和5年11月	令和5年11月1日(水)~11月24日(金)					
調査方法	郵送配布・郵送	郵送配布・郵送回収又はWEBでの回答					
配布数	1,000件	有効回答数	307件	有効回答率	30.7%		

② 障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査

障がいのある人の生活状況や将来のこと、福祉サービスの利用状況・利用意向などを把握し、基礎資料を得ることを目的として、本市に在住する障害者手帳所持者の人にアンケート調査を実施しました。

調査対象者	本市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所 持している市民						
抽出方法	無作為抽出						
調査期間	令和5年8月16日(水)~9月11日(月)						
調査方法	郵送配布・郵送回収						
配布数	600件 有効回答数 222件 有効回答率 37.0%						

③ 関係団体・事業所調査

本市在住の障がいのある人やその家族の支援ニーズ等を把握するため、関係団体や障害福祉サービス提供事業所、市内企業等を対象にヒアリング調査を実施しました。

調査対象団体	当事者団体、障害福祉サービス提供事業所、市内企業等
調査期間	紙面調査: 令和5年10月2日(月)~10月27日(金) 対面インタビュー: 令和5年11月27日(月)・28日(火)
調査方法	郵送配布・郵送回収及び対面でのインタビュー
回収数・実施数	紙面調査:64件 インタビュー:11件

(4) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

意見募集期間	令和6年1月17日(水)~令和6年2月16日(金)
意見提出数	0件(0人)



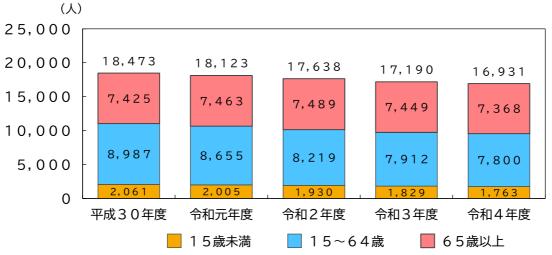
第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1. 障がいのある人の状況

(1)総人口の状況

●年齢3区分別人口の推移

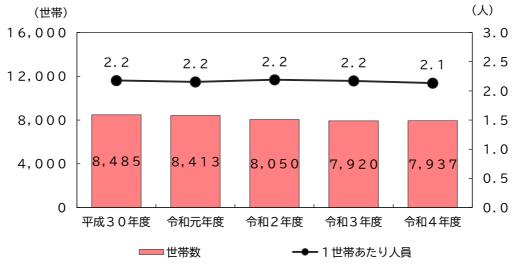
本市の総人口は減少傾向であり、人口は平成30年度から令和4年度にかけて1,542人減少し、16,931人となっています。年齢3区分別でみると、「65歳以上」は令和2年度まで増加していましたが、その後減少に転じ、令和3年度以降はすべての区分で減少傾向となっています。



資料:現住人口(各年10月1日時点)

●総世帯数の推移

本市の総世帯数は減少傾向となっており、平成30年度から令和4年度にかけて548世帯減少し、7,937世帯となっています。また、1世帯あたり人員はおおむね横ばいとなっており、令和4年度には2.1人となっています。

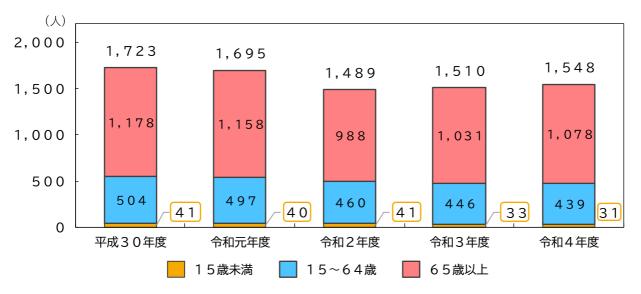


資料:現住人口(各年10月1日時点)

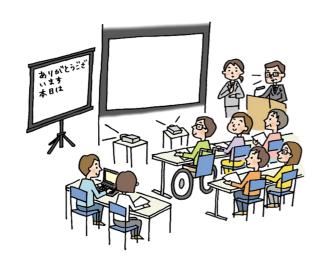
(2) 障害者手帳所持者数の状況

手帳所持者数の推移

総人口が減少傾向であるのに対し、障害者手帳所持者数は令和2年度から増加傾向となっており、令和4年度には1,548人となっています。また、65歳以上の人が占める割合は上昇しており、令和4年度には69.6%となっています。



単位:%	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
15歳未満	2. 4	2. 4	2. 8	2. 2	2. 0
15~64歳	29. 3	29. 3	30.9	29. 5	28. 4
65歳以上	68. 3	68.3	66. 3	68.3	69.6



●総人口に対する障がい者割合の推移

身体障害者手帳所持者は、令和元年度から令和2年度にかけて0.9ポイント減少しましたが、以降は増加傾向にあります。また、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は横ばいとなっています。

単位:%	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者	7. 2	7. 2	6. 3	6. 6	6.8
療育手帳所持者	1. 0	1. 0	1. 1	1. 1	1. 1
精神障害者保健福祉手 帳所持者	0. 5	0. 6	0. 6	0. 6	0. 7

資料:福祉課(各年10月1日時点)

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

●身体障害者手帳所持者数(年齢3区分別)の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和元年度から令和2年度にかけて203人減少しましたが、以降は増加傾向で推移しており、令和4年度には1,237人となっています。年齢3区分別にみると、「15歳未満」「15~64歳」は減少傾向となっていますが、「65歳以上」は増加傾向となっています。



単位:%	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
15歳未満	0. 9	0. 9	0.8	0. 7	0. 7
15~64歳	19. 9	19. 5	19. 5	17. 6	16. 2
65歳以上	79. 2	79. 6	79. 7	81. 7	83. 1

●身体障害者手帳所持者数(等級別)の推移

等級別に身体障害者手帳所持者数をみると、令和2年度から令和4年度にかけて、特に 1級が増加しています。



資料:福祉課(各年10月1日時点)

●身体障害者手帳所持者数(障がい種別)の推移

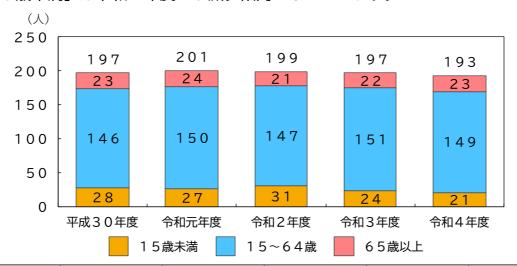
障がい種別に身体障害者手帳所持者数をみると、令和2年度から令和4年度にかけて、 特に「内部障害」が増加しています。



(4)療育手帳所持者の状況

●療育手帳所持者数(年齢3区分別)の推移

療育手帳所持者数は、おおむね190人台で推移しており、令和4年度には193人となっています。年齢3区分別にみると「15~64歳」「65歳以上」は横ばいで推移しており、「15歳未満」は令和2年度から減少傾向となっています。

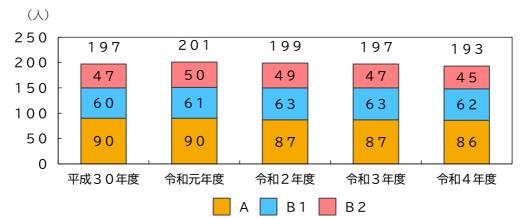


単位:%	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
15歳未満	14. 2	13. 4	15. 6	12. 2	10.9
15~64歳	74. 1	74. 7	73.8	76. 6	77. 2
65歳以上	11. 7	11. 9	10.6	11. 2	11. 9

資料:福祉課(各年10月1日時点)

●療育手帳所持者数(等級別)の推移

等級別に療育手帳所持者数をみると、200人前後で推移しており、すべての等級でほぼ横ばいとなっています。

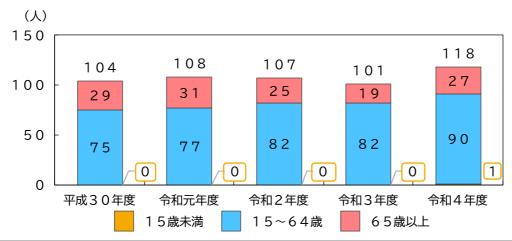


単位:%	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
А	45.6	44.8	43. 7	44. 1	44. 6
B 1	30. 5	30.3	31. 7	32. 0	32. 1
B 2	23. 9	24. 9	24. 6	23. 9	23. 3

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

●精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢3区分別)の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、110人前後で推移しており、令和4年度には118人となっています。年齢3区分別にみると、「15歳未満」は令和4年度に0人から1人となり、「15~64歳」は増加傾向、「65歳以上」は20人から30人前後で推移しています。

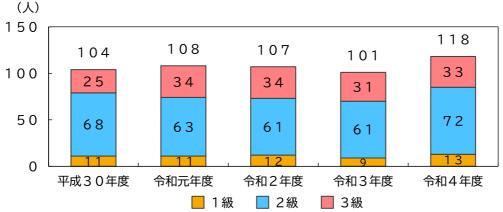


単位:%	平成30年度	P成30年度 令和元年度 令和2年度		令和3年度	令和4年度
15歳未満	0. 0	0. 0	0. 0	0.0	0.8
15~64歳	72. 1	71. 3	76.6	81. 2	76. 3
65歳以上	27. 9	28. 7	23. 4	18.8	22. 9

資料:福祉課(各年10月1日時点)

●精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)の推移

等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、令和3年度から令和4年度にかけて、いずれの等級においても増加しています。

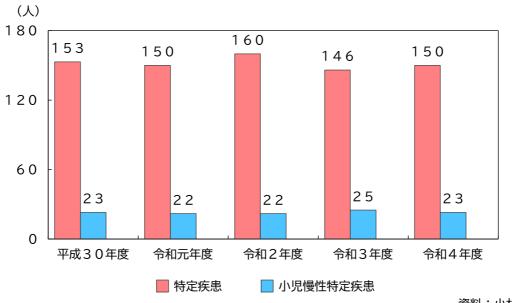


単位:%	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	10.6	10. 2	11. 2	8. 9	11.0
2級	65.4	58. 3	57.0	60.4	61.0
3級	24. 0	31. 5	31.8	30.7	28. 0

14

(6) 難病患者の状況

難病患者数をみると、特定疾患、小児慢性特定疾患ともにおおむね横ばいで推移しており、令和4年度には特定疾患が150人、小児慢性特定疾患が23人となっています。



資料:小林保健所

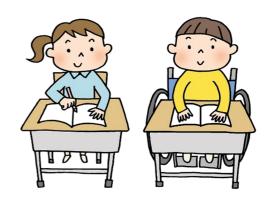
(7)特別支援学級・特別支援学校の状況

●特別支援学級在籍者数の推移

特別支援学級の在籍者数は、小学校では増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度にかけて14人の増加となっています。一方、中学校では減少傾向となっており、平成30年度から令和4年度にかけて5人の減少となっています。

単位:人	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	1 4	1 7	22	3 0	28
中学校	17	1 4	13	7	1 2
合計	3 1	3 1	3 5	3 7	4 0

資料:宮崎県の教育



●特別支援学校在籍者数の推移

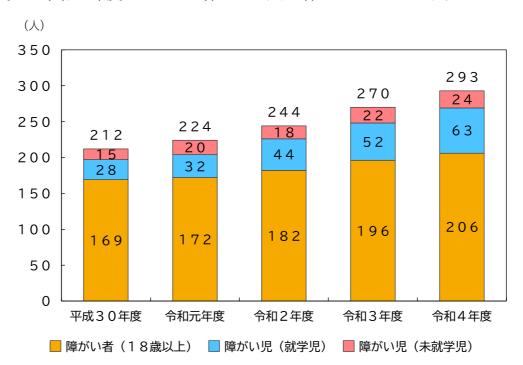
特別支援学校の在籍者数は、増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度にかけて12人の増加となっています。特に小学部については、平成30年度から令和4年度にかけて6人の増加と、増加数が最も大きくなっています。

単位:人	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼児部	0	0	0	0	0
小学部	4	5	7	8	1 0
中学部	0	0	1	2	4
高等部	3	5	4	6	5
合計	7	1 0	12	16	1 9

資料:宮崎県立小林こすもす支援学校

(8) 障害福祉サービス、障がい児通所サービスの支給決定数

障害福祉サービス、障がい児通所サービスの支給決定数は、増加傾向となっており、平成30年度から令和4年度にかけて全体で81人の増加となっています。



単位:人	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい者(18歳以上)	169	172	182	196	206
障がい児 (就学児)	28	3 2	4 4	5 2	63
障がい児 (未就学児)	1 5	20	18	22	24
合計	212	224	244	270	293

2. アンケート調査からみる本市の状況

(1) えびの市民を対象としたアンケート調査(抜粋)

●回答者の性別

選択肢	回答数	割合
男性	128	その他・回答しない 3.6
女性	168	
その他・回答しない	11	女性 54.7 41.7 男性
合計	307	回答者数:307

●回答者の年齢(令和5年10月1日現在)

選択肢	回答数	割合
18~29歳	19	6.2
30~39歳	23	7.5
40~49歳	45	14.7
50~59歳	4 9	16.0
60~69歳	8 5	27.6
70~79歳	70	22.8
80歳以上	16	5.2
合計	307	0.0% 25.0% 50.0% 回答者数:307

(1)これまでの生活で障がいのある人と、どのような交流がありますか。(複数回答)

障がいのある人との交流についてみると、「交流する機会はほとんどない」が34.5% と最も多く、次いで「家族等身近な親族にいる」が31.9%、「学校や職場などで交流がある」が24.1%となっています。

選択肢	回答数	割合
交流する機会はほとんどない	106	34.5
家族等身近な親族にいる	98	31.9
学校や職場などで交流がある	74	24.1
知人・友人として交流がある	46	15.0
地域活動で交流がある	25	8.1
ボランティアなどの活動で交流がある	17	5.5
その他	6	2.0
合計	372	0.0% 25.0% 50.0% 回答者数:307

②障がいのある人の福祉について関心がありますか。

障がいのある人の福祉についての関心をみると、「ある程度関心がある」が52.8%と最も多く、次いで「非常に関心がある」が17.9%、「どちらともいえない」が15.6%となっています。

選択肢	回答数	割合
非常に関心がある	5 5	<u>不明・無回答</u> 単位:% どちらともいえない 1.0
ある程度関心がある	162	15.6 非常に関心がある まったく関心がない
あまり関心がない	35	1.3
まったく関心がない	4	あまり関心がない 1 1.4
どちらともいえない	48	52.8
不明・無回答	3	ある程度関心がある
合計	307	回答者数:307

③関心があるのはどのような理由からですか。(複数回答)

関心がある人のその理由についてみると、「自分の身内や近所、知り合いに障がいのある人がいる(いた)から」が39.5%と最も多く、次いで「まちなかやテレビなどで障がいのある人のことをよく目にするから」が20.2%、「保健・医療・福祉・教育に関係する職業に就いている(就いていた)から」が13.2%となっています。

選択肢	回答数	割合
自分の身内や近所、知り合いに障がいのある 人がいる(いた)から	147	39.5
まちなかやテレビなどで障がいのある人の ことをよく目にするから	75	20.2
保健・医療・福祉・教育に関係する職業に就 いている(就いていた)から	4 9	13.2
福祉活動やボランティア活動をしている(していた)から	20	5.4
その他	8	2.2
不明・無回答	8 5	22.8
合計	384	0.0% 25.0% 50.0% 回答者数:307

④日常生活において、障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別・偏見があると 感じますか。

差別や偏見の有無についてみると、「ときどき感じる」が43.3%と最も多く、次いで「あまり感じたことはない」が39.4%、「よく感じる」が9.4%となっています。

選択肢	回答数	割合
よく感じる	29	<u>不明・無回答</u> 単位:%
ときどき感じる	133	まったく感じたことはない 1.7 よく感じる
あまり感じたことはない	121	9.4
まったく感じたことはない	19	あまり感じた
不明・無回答	5	あまり感じた ことはない 39.4 43.3
合計	307	ときどき感じる 回答者数:307

⑤障がいのある人とのかかわりについて、今後あなたがしたいと思うものはどれですか。 (複数回答)

障がいのある人とのかかわりについての今後の希望をみると、「身近にいる障がいのある人に対して、できる範囲の手助けをしたい」が56.4%と最も多く、次いで「特にない」が24.8%、「障がいのある人が参加する絵画展やコンサート、スポーツなどを見に行きたい」が15.3%となっています。

選択肢	回答数	割合
身近にいる障がいのある人に対して、できる 範囲の手助けをしたい	173	56.4
障がいのある人が参加する絵画展やコン サート、スポーツなどを見に行きたい	47	15.3
ボランティア活動をしたい	29	9.4
障がいのある人との交流活動に参加したい 	25	8.1
場所を提供したり、経済的な援助をしたい	11	3.6
就職のお世話をしたい	10	3.3
福祉に関する仕事をしたい	9	2.9
特にない	76	24.8
その他	5	1.6
不明・無回答	11	3.6
合計	396	0.0% 50.0% 100.0% 回答者数:307



⑥障がいのある人への理解を深めるためには、特に何が必要であると思いますか。 (複数回答)

障がいのある人への理解を深めるために必要な取組についてみると、「学校教育で障がいのある人への理解を深める教育の推進」が49.2%と最も多く、次いで「障がいの有無にかかわらず、幼少期からともに学ぶ教育(インクルーシブ教育)の推進」が46.3%、「障がいのある人の一般企業での就労の促進」が34.2%となっています。

「障がいののの人の」 放正来での加力の促進」が3年、270年なりでいるす。				
選択肢	回答数	割合		
学校教育で障がいのある人への理解を深める 教育の推進	151	49.2		
障がいの有無にかかわらず、幼少期からとも に学ぶ教育(インクルーシブ教育)の推進	142	46.3		
障がいのある人の一般企業での就労の促進	105	34.2		
行政(国・県・市)からの福祉に関する情報の発信	62	20.2		
障がいのある人と交流できるスポーツ・文化 活動の推進	5 4	17.6		
市が主催するイベントなどで、障がいのある 人の話を聞く機会や、ふれあう機会を増やす	5 1	16.6		
障がい者施設の開放や地域住民との交流の機 会の促進	5 0	16.3		
障がい者団体などからの活動に関する情報の 発信	3 4	11.1		
障がいや障がいのある人に関する理解を深め るための講演会などの開催	33	10.7		
障がいに関する研修会など学習機会を増やす	3 0	9.8		
町内会や公民館活動など地域で障がいのある 人との交流を深める	27	8.8		
障がいのある人に対するボランティア活動の 推進	22	7.2		
わからない	17	5.5		
その他	4	1.3		
不明・無回答	6	2.0		
合計	788	0.0% 50.0% 100.0% 回答者数:307		

⑦あなたは、障がいのある人の手助けをしたことがありますか。

障がいのある人へ手助けの有無についてみると、「ある」が56.0%、「ない」が42.3%となっています。

選択肢	回答数	割合
ある	172	不明・無回答 1.7
ない	130	
不明・無回答	5	ない 42.3 56.0 ある
合計	307	回答者数:307

⑧手助けをした際、どんな対応に戸惑いましたか。(複数回答)

手助けをした際に対応に戸惑ったことについてみると、「相手が何を望んでいるのかがわからなかった」が17.3%と最も多く、次いで「どのように対応していいかわからなかった」が13.7%、「コミュニケーションがうまく取れなかった」が11.7%となっています。

選択肢	回答数	割合
相手が何を望んでいるのか がわからなかった	53	17.3
どのように対応していいか わからなかった	42	13.7
コミュニケーションがうま く取れなかった	36	11.7
相手のことをよく知らなかった	22	7.2
その他	3	1.0
不明・無回答	218	71.0
合計	374	0.0% 30.0% 60.0% 90.0% 回答者数:307

⑨障がいのある人やその家族・親族をサポートする支援者は、行政以外では、特にどのような人の存在が重要になると思いますか。

障がいのある人やその家族の支援者として、重要な存在についてみると、「ご近所や地域の人」が42.7%と最も多く、次いで「専門機関や事業者」が34.5%、「NPOやボランティア」が13.0%となっています。

選択肢	回答数	割合
ご近所や地域の人	131	その他 9.8 [/]
NPOやボランティア	4 0	-"'5754
専門機関や事業者	106	34.5 42.7 ご近所や地域の人
その他	3 0	専門機関や事業者 13.0
合計	307	NPOやボランティア 回答者数:307

⑩今後、障がいのある人が困っていたら支援しますか。

今後、障がいのある人が困っていたら支援するかについてみると、「困っていたら支援したいと思う」が67.8%と最も多く、次いで「支援の仕方がわからない」が14.3%、「積極的に支援したいと思う」が12.7%となっています。

選択肢	回答数	割合
積極的に支援したいと思う	3 9	支援したいとは <u>不明・無回答</u> 思わない 1 6 3.6 積極的に支援
困っていたら支援したいと思う	208	したいと思う
支援の仕方がわからない	44	支援の仕方が 14.3
支援したいとは思わない	5	
不明・無回答	11	困っていたら 67.8
合計	307	支援したいと思う 回答者数:307

①障がいのある人に対して、特にどんな支援や活動をしたいですか。(複数回答)

取り組んでみたい支援や活動についてみると、「声かけや見守り・安否確認」が62.5%と最も多く、次いで「話し相手」が33.2%、「外出の付き添いや送迎」が16.9%となっています。

選択肢	回答数	割合
 声かけや見守り・安否確認 	192	62.5
話し相手	102	33.2
外出の付き添いや送迎	5 2	16.9
買い物や手続きなどの補助や代行	48	15.6
福祉関係の行事の手伝い	23	7.5
趣味やスポーツの指導・介助	16	5.2
福祉施設の手伝い	16	5.2
代読・朗読	13	4.2
学習のサポート	11	3.6
障がい者団体等の手伝い	9	2.9
点字・手話通訳	7	2.3
その他	9	2.9
不明・無回答	62	20.2
合計	560	0.0% 50.0% 100.0% 回答者数:307

①障がいのある人が地域や社会の活動に積極的に参加するため、特に大切なことは何 だと思いますか。(複数回答)

障がいのある人の参加促進に向けて大切なことについてみると、「子どもの時から、学校などで障がいのある人(子ども)とふれあう機会を増やす」が66.1%と最も多く、次いで「障がいのある人が働ける場を増やす」が42.7%、「障がいのある人が使いやすいよう、公共施設や商業施設などの改善・整備を進める」が33.9%となっています。

選択肢	回答数	割合
子どもの時から、学校などで障がいのある人(子ど も)とふれあう機会を増やす	203	6 6 . 1
 障がいのある人が働ける場を増やす 	131	42.7
障がいのある人が使いやすいよう、公共施設や商業 施設などの改善・整備を進める	104	33.9
電車やバスなどの移動手段や歩道等を整備し、障が いのある人が外出しやすい環境にする	95	30.9
市の広報や生涯学習などで、障がいのある人への正 しい理解を深める	82	26.7
イベントなどを通じて、障がいのある人と市民の交 流の機会を増やす	61	19.9
障がいのある人が様々な活動に参加できるよう、活動の担い手・ボランティアの育成を図る	50	16.3
障がい者団体や組織が積極的な取組を進める	27	8.8
わからない	18	5.9
その他	3	1.0
不明・無回答	9	2.9
合計	783	0.0% 50.0% 100.0% 回答者数:307

(2) 障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査(抜粋)

●回答者の手帳種別

選択肢	回答数	割合
身体障害者手帳	163	その他・不明・無回答 7.6
療育手帳	27	精神障害者 6.8 保健福祉手帳
精神障害者保健福祉手帳	1 5	療育手帳 12.2
その他・不明・無回答	1 7	73.4
合計	222	身体障害者手帳 回答者数:222

●回答者の年齢(令和5年8月1日現在)

選択肢	回答数	割合
0~9歳	7	3.2
10~19歳	11	5.0
20~29歳	7	3.2
30~39歳	7	3.2
40~49歳	11	5.0
50~59歳	19	8.6
60~69歳	3 4	15.2
70~79歳	88	3 9. 5
80歳以上	27	12.2
不明・無回答	11	4.9
合計	222	0.0% 25.0% 50.0% 回答者数:222

※一部の設問において、前回調査との比較を行っています。前回調査の概要は以下のとおりです。 えびの市福祉に関するアンケート調査:令和2年10月実施・配布500件/回収244件/回収率48.8%

対象者:本市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している市民

●同居者(複数回答)

選択肢	回答数	割合
配偶者(夫又は妻)	90	40.5
いない(一人で暮らしている)	67	30.2
父母・祖父母・兄弟	4 1	18.5
子ども	22	9.9
その他	6	2.7
不明・無回答	14	6.3
合計	240	0.0% 25.0% 50.0% 回答者数:222

①あなたを介助してくれる人は主に誰ですか。(複数回答)

主な介助者についてみると、「父母」「ホームヘルパーや施設の職員」が33.3%と最も多く、次いで「配偶者(夫又は妻)」が19.2%、「兄弟姉妹」が11.5%となっています。

選択肢	回答数	割合
父母	26	33.3
ホームヘルパーや施設の職員	26	33.3
配偶者(夫又は妻)	15	19.2
兄弟姉妹	9	11.5
子ども	7	9.0
祖父母	5	6.4
その他の人(ボランティア等)	6	7.7
不明・無回答	10	12.8
合計	104	0.0% 25.0% 50.0% 回答者数:78

②主に介助や支援をしている人の年齢を教えてください。

主に介助や支援をしている人の年齢についてみると、「70歳代」が13.4%と最も多く、次いで「40歳代」が5.8%、「50歳代」が5.0%となっています。

選択肢	回答数	割合
10歳代	3	1.4
20歳代	3	1.4
30歳代	8	3.6
40歳代	13	5.8
50歳代	11	5.0
60歳代	9	4.1
70歳代	3 0	13.4
80歳代以上	5	2.3
不明・無回答	140	63.0
合計	222	0.0% 50.0% 100.0% 回答者数:222

③あなたは現在、障がいに関することで医療機関を受診していますか。

医療機関の受診状況についてみると、「通院している」が52.2%と最も多く、次いで「受診していない」が34.7%となっています。

選択肢	回答数	割合
受診していない	77	その他 単位:%
通院している	116	自宅で往診を 1.4 不明・無回答 受けている 0.9 受診していない
入院している	3	入院している1.4 9.4
自宅で往診を受けている	2	34.7
その他	3	52.2
不明・無回答	21	52.2
合計	222	通院している 回答者数:222

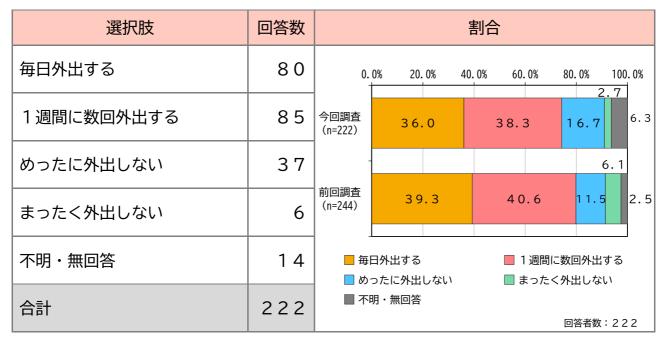
④現在の生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。

現在の生活で困っていることや不安に思っていることについてみると、「特に困っている・不安に思うことはない」が24.7%と最も多く、次いで「身体について」が15.7%、「老後について」が12.6%となっています。

選択肢	回答数	割合
特に困っている・不安に思うことはない	5 5	24.7
身体について	35	15.7
老後について	28	12.6
生活費について	11	5.0
親の老後や、親がいなくなった後のこと	8	3.6
住宅・生活場所について	7	3.2
介助してくれる人について	2	0.9
就職・仕事について	2	0.9
相談できる人がいない	2	0.9
入園・入学・進学・学校生活について	1	0.5
生活全般を見守ってくれる人がいない	1	0.5
結婚や育児について	-	0.0
学校卒業後の進路について	-	0.0
保健・医療・福祉サービスが受けられない	-	0.0
その他	5	2.3
不明・無回答	6 5	29.2
合計	222	0.0% 20.0% 40.0% 回答者数:222

⑤ | 週間にどの程度外出しますか。

外出の頻度についてみると、「1週間に数回外出する」が38.3%と最も多く、次いで「毎日外出する」が36.0%、「めったに外出しない」が16.7%となっています。



⑥外出する際の主な同伴者はどなたですか。

外出する際の主な同伴者についてみると、「一人で外出する」が43.1%と最も多く、次いで「配偶者(夫又は妻)」が23.3%、「父母・祖父母・兄弟」が14.9%となっています。

選択肢	回答数	割合
父母・祖父母・兄弟	3 0	不明・無回答
配偶者(夫又は妻)	47	その他 2.5 6.3 父母・祖父母・兄弟
子ども	6	14.9
ホームヘルパーや施設の職員	14	23.3 配偶者
一人で外出する	8 7	—人で外出する 43.1 (夫または妻)
その他	5	3.0子ども
不明・無回答	33	6.9 ホームヘルパーや
合計	222	施設の職員 回答者数: 222

(7)福祉に関するサービスを利用する時に、何か困ったことがありましたか。(複数回答)

福祉に関するサービスを利用する時に困ったことについてみると、「これまで福祉のサービスを利用したことがない」が32.0%と最も多く、次いで「特に困ったことはない」が22.1%、「どんなサービスがあるのか知らない」が18.5%となっています。

選択肢	回答数	割合
どんなサービスがあるのか知らない	41	1 8. 5
どのサービス事業者がよいのかわからない	21	9.5
サービス事業者の情報が不十分	19	8.6
使いたいサービスが使えなかった	11	5.0
費用負担があるため、サービスが使いづらい	11	5.0
契約までの流れがわからなかった(わかりにくかった)	10	4.5
サービスを利用するなかでトラブルがあった	9	4.1
サービスの支給量が少ない、支給期間が短い	8	3.6
介護保険のサービスを優先するようにいわれた	7	3.2
これまで福祉のサービスを利用したことがない	71	32.0
特に困ったことはない	4 9	22.1
わからない	24	10.8
その他	4	1.8
不明・無回答	38	1 7. 1
合計	323	0.0% 25.0% 50.0% 回答者数:222



⑧障がいのある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

障がいのある人の就労支援として必要なことについてみると、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が37.4%と最も多く、次いで「職場の障がい者理解」が36.9%、「通勤手段の確保」が26.1%となっています。

選択肢	回答数	割合
職場の上司や同僚に障がいの理解があること	83	37.4
職場の障がい者理解	8 2	36.9
通勤手段の確保	58	26.1
短時間勤務や勤務日数等の配慮	5 5	24.8
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	4 6	20.7
職場で介助や援助等が受けられること	4 0	18.0
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	38	17.1
仕事についての職場外での相談対応、支援	3 4	15.3
在宅勤務の拡充	27	12.2
企業ニーズに合った就労訓練	25	11.3
その他	7	3.2
不明・無回答	79	35.6
合計	574	0.0% 30.0% 60.0% 回答者数:222

⑨日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じる時がありますか。

日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じる時があるかについてみると、「ない」が48.6%と最も多く、次いで「少しある」が17.6%、「ある」が14.9%となっています。

選択肢	回答数	割合
ある	33	0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%
少しある	3 9	今回調査 (n=222) 14.9 17.6 48.6 18.9
ない	108	
不明・無回答	42	前回調査 (n=244) 13.1 15.6 50.4 20.9
合計	222	

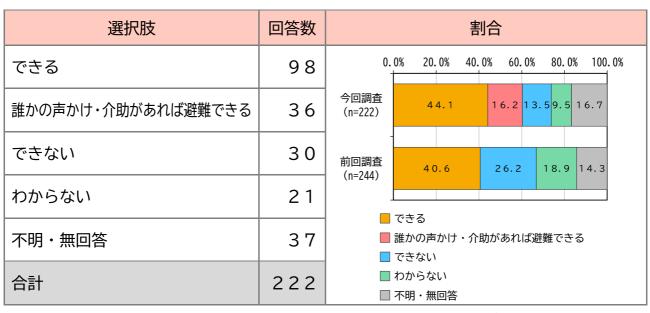
⑩えびの市は、障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思いますか。

えびの市は、障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思うかについてみると、「どちらかというと暮らしやすい」が30.6%と最も多く、次いで「どちらかというと暮らしにくい」が26.1%、「とても暮らしやすい」が10.8%となっています。

選択肢	回答数	割合
とても暮らしやすい	24	とても暮らしやすい ^{単位:%} 10.8
どちらかというと暮らしやすい	68	不明・無回答
どちらかというと暮らしにくい	58	23.0
暮らしにくい	21	暮らしにくい 9.5 30.6
不明・無回答	5 1	26.1 どちらかというと 暮らしやすい
合計	222	どちらかというと 暮らしにくい 回答者数:222

①地震や豪雨による浸水、火事等の災害時に避難できますか。

地震や豪雨による浸水、火事等の災害時に避難できるかについてみると、「できる」が44.1%と最も多く、次いで「誰かの声かけ・介助があれば避難できる」が16.2%、「できない」が13.5%となっています。



※「誰かの声かけ・介助があれば避難できる」は今回調査のみの項目

⑩地震や豪雨による浸水等の災害時に困ることは何ですか。

地震や豪雨による浸水等の災害時に困ることについてみると、「特にない」が22.0% と最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が14.4%、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が12.6%となっています。

選択肢	回答数	割合
投薬や治療が受けられない	3 2	14.4
避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	28	12.6
安全なところまですばやく避難することができない	1 5	6.8
災害発生時において助け合いなど地域との連携が取れていない	6	2.7
補装具の使用が困難になる	3	1.4
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	3	1.4
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	3	1.4
周囲とコミュニケーションがとれない	2	0.9
救助を求めることができない	1	0.5
特にない	4 9	22.0
その他	4	1.8
不明・無回答	76	34.1
合計	222	0.0% 30.0% 60.0% 回答者数:222

(13)避難所への避難にためらいを感じますか。

避難所への避難にためらいを感じるかについてみると、「多少感じる」が30.2%と最も多く、次いで「とても感じる」が28.4%、「あまり感じない」が13.1%となっています。

選択肢	回答数	割合
とても感じる	63	単位:%
多少感じる	6 7	不明・無回答とても感じる
あまり感じない	2 9	19.4 28.4 まったく感じない 9.0
まったく感じない	20	13.1
不明・無回答	43	あまり感じない 30.2 多少感じる
合計	222	回答者数:222

(14) ではいのある人にとって暮らしよいまちづくりを進めていくために必要なことは何ですか。 (複数回答)

えびの市が、障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりを進めていくために、必要なことについてみると、「サービス利用手続きの簡素化」が28.8%と最も多く、次いで「相談支援体制の充実」が28.4%、「トイレなど利用しやすい公共施設の整備やバリアフリーに対応した施設への改善」が27.9%となっています。

選択肢	回答数	割合
サービス利用手続きの簡素化	64	28.8
相談支援体制の充実	63	28.4
トイレなど利用しやすい公共施設の整備やバリアフリーに対応した施設への改善	62	27.9
行政からの情報提供の充実	5 1	23.0
交通機関の充実	44	19.8
保健・医療・福祉の在宅サービスの充実	42	18.9
リハビリ・訓練などの通所施設の整備	4 0	18.0
災害時の避難誘導体制の整備	3 9	1 7.6
参加しやすいサークル、文化活動・スポーツ活動等の充実	3 7	1 6. 7
職業訓練の充実や働く場所の確保	3 7	1 6.7
保健福祉の専門的な人材育成と資質向上	3 6	16.2
重度の障がいがある人のための入所施設の整備	3 6	16.2
道路・建物などのバリアフリー化	3 6	16.2
差別や偏見をなくす教育や広報活動の充実	3 6	16.2
仲間が集まることができる場の確保	3 5	15.8
医師や専門職員による訪問指導の充実	28	12.6
ボランティア活動の育成	24	10.8
住民同士がふれあう機会や場の充実	22	9.9
公営住宅、グループホーム等生活の場の確保	19	8.6
個性を生かした保育・教育内容の充実	15	6.8
コミュニケーション支援の充実や情報保障の確保	15	6.8
その他	6	2.7
不明・無回答	53	23.9
合計	840	0.0% 25.0% 50.0% 回答者数:222

(1)あなたは訪問販売や通信販売などでだまされて、消費者被害にあったことがありますか。 また、被害にあうことが心配ですか。

消費者被害にあったことがあるか、また、被害にあうことが心配かについてみると、「被害にあったことはないが、これからは心配だと思う」が41.9%と最も多く、次いで「被害にあったことはないし、心配もしていない」が32.4%、「わからない」が7.2%となっています。

選択肢	回答数	割合
被害にあったことはないし、心配もしていない	72	0.0 単位:%
被害にあったことはないが、これからは心配だと思う	93	7. 2 2. 7 32. 4
被害にあったことがあるが、これからは大丈夫だと思う	5	2.3
被害にあったことがあるし、これからも心配だと思う	6	411.3
わからない	16	■ 被害にあったことはないし、心配もしていない
その他	_	■ 被害にあったことはないが、これからは心配だと思う ■ 被害にあったことがあるが、これからは大丈夫だと思う
不明・無回答	3 0	■ 被害にあったことがあるし、これからも心配だと思う■ わからない■ その他
合計	222	□ 不明・無回答 回答者数:222

16通園・通学先を教えてください。(18歳未満の人対象の設問)

通園・通学先についてみると、「特別支援学校(小中学部、高等部)」が37.4%と最も多く、次いで「小中学校通常学級、高等学校」が18.7%、「保育所・幼稚園・認定こども園」が12.5%となっています。

選択肢	回答数	割合
特別支援学校(小中学部、高等部)	6	37.4
小中学校通常学級、高等学校	3	18.7
保育所・幼稚園・認定こども園	2	12.5
通級指導教室	1	6.3
小中学校特別支援学級	_	0.0
療育機関	_	0.0
通園・通学はしていない	1	6.3
その他	1	6.3
不明・無回答	2	1 2. 5
合計	16	0.0% 25.0% 50.0% 回答者数:1 6

①保育所・幼稚園・学校などに通っていて困っていることや困ったことは何ですか。 (18 歳未満対象の設問・複数回答)

保育所・幼稚園・学校などに通っていて困っていることや困ったことについてみると、「困っていることはない」が50.0%と最も多く、次いで「通うのがたいへん」が25. 0%、「トイレなどの設備が整っていない」「介助体制が十分でない」「先生の理解や配慮が足りない」が6.3%となっています。

選択肢	回答数	割合
通うのがたいへん	4	25.0
トイレなどの設備が整っていない	1	6.3
介助体制が十分でない	1	6.3
先生の理解や配慮が足りない	1	6.3
まわりの子どもたちの理解が得られない	_	0.0
医療的なケアが受けられない	_	0.0
困っていることはない	8	50.0
その他	_	0.0
不明・無回答	4	25.0
合計	19	0.0% 30.0% 60.0% 回答者数:16

(B)障がいのある子どもを持つ保護者同士の日常的な交流はありますか。(18 歳未満対象の設問・複数回答)

保護者同士の日常的な交流についてみると、「ほとんど交流はない」が75.0%と最も 多くなっています。

選択肢	回答数	割合
直接会って話すなどの交流をしている	2	単位:% 直接会って話すなどの <u>不明・無回答</u> 交流をしている
SNS等ネット上でのみ交流をしている	_	その他 0.0 1 2.5 1 2.5 0.0 SNS等ネットしている
ほとんど交流はない	12	UCII3
その他	_	
不明・無回答	2	75.0
合計	16	ほとんど交流はない 回答者数:16

⑨障がいのある子どもが学校や保育所・幼稚園などでの生活を送るうえで、必要だと思うことは、どのようなことですか。(18歳未満対象の設問・複数回答)

障がいのある子どもが学校や保育所・幼稚園で生活を送るうえで、必要だと思うことについてみると、「障がいのある子ども個々の特性に応じた配慮」が56.3%と最も多く、次いで「放課後の支援の充実」が50.0%、「教職員の障がいや障がいのある子どもに対する理解の徹底」が43.8%となっています。

選択肢	回答数	割合
障がいのある子ども個々の特性に応じた配慮	9	56.3
放課後の支援の充実	8	5 0. 0
教職員の障がいや障がいのある子どもに対する理解の徹底	7	4 3. 8
まわりの児童生徒やその保護者の理解の促進	5	31.3
福祉教育の充実	4	25.0
通園や通学手段に関する移動の支援	3	18.8
学習サポート体制の充実	3	18.8
障がいのない児童生徒との交流機会	3	18.8
園内・校内での介助の充実	2	1 2. 5
進路指導の充実	2	1 2. 5
家族の同伴に対するサポート	2	1 2. 5
学習・学校生活に必要な設備の充実	1	6.3
特にない	2	1 2. 5
わからない	_	0.0
その他	_	0.0
不明・無回答	2	1 2. 5
合計	53	0.0% 50.0% 100.0% 回答者数:16

②のあなたは現在、以下のような感覚過敏が見られますか。(複数回答)

現在、感覚過敏が見られるかについてみると、「聴覚(突然の音や騒音など)の過敏」が 16.2%と最も多く、次いで「視覚(光や物の動きなど)の過敏」が 8.1%、「味覚(味や食感など)の過敏」が 5.4%となっています。

選択肢	回答数	割合
聴覚(突然の音や騒音など)の過敏	3 6	16.2
視覚(光や物の動きなど)の過敏	18	8. 1
味覚(味や食感など)の過敏	12	5.4
嗅覚(においなど)の過敏	11	5.0
触覚(物や人への接触・特定の衣服の素材など)の過敏	1 0	4.5
その他	4	1.8
不明・無回答	155	6 9. 8
合計	246	0.0% 50.0% 100.0% 回答者数:222

②あなたはこれまでに、障がいがあるためにあきらめたり、できなかったりしたことがありますか。(複数回答)

障がいがあるためにあきらめたり、できなかったりしたことについてみると、「特にない」が34.7%と最も多く、次いで「スポーツ・運動・レクリエーション」が29.3%、「旅行や外出」が23.9%となっています。

選択肢	回答数	割合
スポーツ・運動・レクリエーション	6 5	29.3
旅行や外出	53	23.9
趣味活動・遊び	29	13.1
人づきあい	26	11.7
就職	24	10.8
恋愛	14	6.3
結婚	14	6.3
おしゃれ	11	5.0
進学	9	4.1
出産・育児	3	1.4
特にない	77	34.7
その他	4	1.8
不明・無回答	3 7	16.7
合計	366	0.0% 25.0% 50.0% 回答者数:222

3. 関係団体・事業所調査からみた現状

(当事者団体、障害福祉サービス提供事業所、市内企業 等)

(1)サービスの利用に関する意見(一部)

西諸圏域内で福祉サービスが充実してきており、選択肢は広 がってきている。しかし、市外となると移動手段の問題もある。	当事者団体
家庭環境、本人や保護者の意向などによって、サービスの利 用状況に差が出ている。	当事者団体
サービスを利用し始めるにあたって、個人で見学に行くだけ でなく、見学会などが開催されるとよい。	当事者団体
担い手については、募集をかけてもなかなか集まらない。柔 軟な働き方など、事業所も対応していく必要がある。	福祉サービス事業所
行政窓口も相談しやすい環境づくりが必要だと感じる。	福祉サービス事業所
医療的ケア児や保護者が安心して地元で生活できるサービ スがないように感じる。	福祉サービス事業所

(2) 支援や連携体制に関する意見(一部)

圏域での連携の強化によって、情報共有がされているが、え	
びの市内での課題や地域での支援体制を検討するために、市内	福祉サービス事業所
に限定した協議の場が必要だと感じる。	
サービスの種類によっては、横のつながりを持つ場がない。	
ニーズに応え、質を高め、安定した運営等を図っていくために	福祉サービス事業所
も、同じサービスの集まりがあるとよいと思う。	
重度の障がいのある人や医療的ケアが必要な子どもなど、医	
療との連携や緊急の対応が確保できない人への対応は難しい。	福祉サービス事業所
いざという時に市内に対応できる医療機関があってほしい。	
支援の方針について行政と話し合える場があれば、情報が共	
有でき支援を必要としている人に、より多くの手を差し伸べら	福祉サービス事業所
れるのではないか。	

(3) 障がいのある人の就労や雇用に関する意見(一部)

保護者が一番悩むことが進路、就労に関することであるた	福祉サービス事業所
将来の就労のための技術を身につける訓練の場所づくりを	 当事者団体
進めてほしい。	
特別支援学校と連携しながら、実習の受け入れや一人ひとり	 ±+0.0₩
に応じた就職活動の支援、採用活動の対応をしている。	市内企業
生活相談員を配置して、本人とその家族、医療機関とも連携	士中众署
し支援体制を整えている。	市内企業
家族や保護者にも就業環境を見に来てもらう機会を設け、理	 士由众器
解を得ながら就労が継続できるようにしている。	市内企業
採用の際、指導担当や管理担当との調整が必要であるため、	
得意な分野、苦手な分野を本人の意向も踏まえながら就労環境	市内企業
を設けることに難しさを感じる	
幅広い体験の中で、本人の得意なこと、興味のあることを見	
つけられるような簡単な企業との交流会や職業体験会を開催	市内企業
してほしい。	
雇用する中でわからない時や困った時に相談できる窓口が	±0.0
あることを知らなかった。	市内企業
就労の場において、障がいのある人への接し方や向き合い方	±0.0#
に不安を感じる。理解不足・勉強不足なところがある。	市内企業
事故やケガのリスクが大きいため、障がいのある人の雇用は	++A**
慎重になってしまう。	市内企業
福祉作業所で受け入れる仕事や作業が少なく、安定した作業	福祉サービス事業所
量を確保することが難しい。	価値リーレク事業が
農業など天候に左右される業務の場合、その日の業務の内容	
や都合によって作業内容が急遽変わったりするので、柔軟な対	市内企業
応が難しい。	
作業の内容が日によって変わるので、雇用後の教育体制や付	市内企業
き添いなど不安な面がある。	אַענאַנון



(4)地域の理解・共生のまちづくりに関する意見(一部)

本人や保護者がともに地域とかかわりを持つことが大切だと感じる。地域・学校とともに理解や共生の関係を築いていくことが大切。	当事者団体
団体における会員の減少が進んでいる。高齢化が進むと参加 したくても参加できないことがある。	当事者団体
会員同士でSNS等での連絡を取っており、困った時には気 軽に相談でき、助け合える関係ができつつある。	当事者団体
活動内容を多くの人に知ってもらえれば、新たなつながりが 生まれるし、地域の理解にもつながると思う。	当事者団体
高齢者福祉分野には、気軽に集まる場が多いが、障がい福祉 分野には少ない。	福祉サービス事業所
地域と障がいのある人がかかわる機会を設けていきたい。児 童クラブや学校との交流、イベントへの参加など。	福祉サービス事業所
小さな頃から、障がいのある子どもと接する機会を作ってい くことが非常に重要。自然なコミュニケーションから理解を深 めていければよい。	福祉サービス事業所
障がいのある子どもを持つ家族は、孤立しやすいと感じる。 地域の当事者団体の活動など情報発信を行い、つながりを構築 していくことが大切だと感じる。	当事者団体



第3章 前期計画の総括

1. えびの市障がい者計画の振り返り

第5期えびの市障がい者計画は、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間として、取組を進めてきました。ここでは、最終年度の令和5年度における主な施策の取組状況をまとめています。

(1)生活環境の整備

市民の理解促進、学校や地域における福祉・人権に関する教育の充実、障がいのある人が安心して暮らせる外出支援や公共施設のバリアフリー化、居住場所の確保等に取り組みました。また、障がいのある人が、安全・安心に生活ができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等に取り組みました。主な取組内容は以下のとおりです。

①人にやさしい福祉のまちづくり

療育施設の案内やパンフレット等を利用し、早期療育・支援につな がる情報提供を行いました。	こども課 学校教育課
保護者からの同意を得たうえで、子どもの情報を療育施設と共有し、 見学時、施設担当者からのより身近な説明等を行いました。	こども課
学校での総合的な学習の時間において、手話や点字を学習する活動 を実施しました。	学校教育課
社会福祉協議会と連携し、手話教室や車いす体験を実施しました。	学校教育課
人権に関する講演会を企画・実施し、市民への人権に関する学習機 会の提供に努めました。	総務課
市内事業所のグループホーム開設に対して、支援を行いました。	福祉課

②防災・防犯対策等の充実

公共施設等は改修時にバリアフリー化を行うなど、誰もが使いやす いまちづくりを推進しました。	市民協働課 財産管理課 観光商工課 建設課 社会教育課
消費者相談窓口を設置し、相談があった場合には問題の早期解決に 努めました。	市民環境課
災害等の緊急時に安否確認や避難支援が適切に行えるよう、地域福 祉推進会議において、名簿の更新及び情報共有を行うとともに、福祉 避難所設備の充実を図りました。	基地·防災対策課福祉課
西諸医師会と「災害時における医療救護に関する協定」を締結し、 災害時における医療救護に関する連絡体制等運用面の対応を整備しま した。	健康保険課
関係機関と連携を図っており、災害時の医療体制を確保するととも に、災害時の院内対応に係る協議等を実施しました。	市立病院

(2)情報・コミュニケーション

障がいのある人の円滑な情報取得や利用の促進、意思表示やコミュニケーション支援に向けて取り組みました。主な取組内容は以下のとおりです。

①行政情報のバリアフリー化、情報提供の充実

市ホームページや出前講座にて、福祉サービス制度の内容について、 情報発信を行いました。	福祉課
にしもろ基幹相談支援センターと連携し、情報提供体制を整えました。	福祉課
広報紙やホームページにおいて、障がいのある人でも見やすく、情 報を得やすいよう、配慮した作成を行いました。	企画課

②意思疎通支援の充実

手話通訳者派遣協会運営補助事業を行い、手話通訳者の確保・育成 を図りました。	福祉課
市内小中学校での手話講座などを通じて、手話サークル活動、障がいのある人に関するマークや「えびの市こころをつなぐ手話言語条例 (以下「手話言語条例」という。)」の周知、手話への理解促進に努めました。	福祉課
手話言語国際デー(9月23日)には、懸垂幕の掲揚や市民図書館 などで啓発を行いました。	福祉課

(3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障がいの有無にかかわらず、ともに生きる共生社会の実現に向け、差別の解消 や権利擁護に取り組みました。主な取組内容は以下のとおりです。

①権利擁護の推進、虐待の防止

成年後見制度の利用促進に向けて、西諸2市1町の中核機関である	
「にしもろ地区権利擁護推進センター つなご」の運営を行うととも	 福祉課
に、社会福祉協議会にて、成年後見制度の周知及び権利擁護無料巡回	1曲11115末
相談会を開催しました。	
障害者週間に市内サービス事業所へ直接訪問し、障がい者虐待防止	福祉課
の啓発を行いました。	1曲141元末
虐待やその他の困難事例の未然防止と早期発見・早期対応に向けて、	
相談支援事業所で随時相談を受け付け、情報共有できるよう連携体制	福祉課
の充実を図りました。	

②障がいを理由とする差別の解消の推進

障害者週間に合わせて、広報紙や商工会を通じて、市内事業所へ障がいのある人の理解に関するパンフレットを配布することにより、啓発を行いました。	福祉課
相談支援事業所と連携し、随時相談を受け付け、情報共有できるよ う連携体制の充実を図りました。	福祉課

(4)生活支援

障がいのある人が地域において、自らの意思決定のもと日常生活を送ることができるよう、一人ひとりの障がいのある人のニーズに応じた相談支援やサービス提供体制の充実に取り組みました。主な取組内容は以下のとおりです。

①意思決定支援の推進

意思確認ができるよう、窓口に筆談ボードなどを設置しました。	福祉課
相談支援事業所やサービス提供事業所等の関係機関、家族や支援 等の関係者間で情報を共有し、本人の意思を尊重したサービスが提 できるよう、支援体制を整えました。	
成年後見制度について、令和3年度に新たに開設した「にしもろ 区権利擁護推進センター つなご」の周知を行いました。	地福祉課

②相談支援体制の充実

各種サービスの申請や相談に対して、地域の身近な相談員である民	
生委員・児童委員や身体障害者相談員と情報を共有し、相談体制の充	福祉課
実を図りました。	
「にしもろ基幹相談支援センター」を開設し、相談支援を行いまし	
た。併せて社会福祉協議会で5月、8月、11月、2月に巡回相談を	福祉課
定期的に開催しました。	

③福祉サービスの充実

各種サービスを組み合わせるなどサービスの幅を広げ、障がいのある人の特性や状況に応じた支援が受けられるよう、サービスの充実を図りました。	福祉課
施設や事業所において、創作的活動・生産活動や身体機能の維持・回復、生活能力向上のための訓練を行えるように支援しました。生活介護や自立訓練、就労継続支援などのサービスにより、障がいの特性に応じた日中活動の場を提供しました。	福祉課
病院と連携を図りながら、退院後の在宅生活が困難な障がいがある 人について、居住の場を確保できるよう、居住系サービスの情報提供 や利用支援を図りました。	福祉課
サービスや障害支援区分の更新手続きの際には、介護者への詳しい 聞き取りを行い、短期入所(ショートステイ)、施設入所、その他介護 の負担軽減につながるサービスの説明や利用を促しました。	福祉課
家族介護者への支援として、相談支援専門員と連携を図り、介護者 の状況等を把握し、必要に応じたサービスの提供によって、負担軽減 が図られるよう支援しました。	福祉課
福祉サービスの質の向上のため、相談支援事業所及びサービス提供事業所との情報交換を行い、利用者の状況確認や情報共有に努めました。	福祉課

4社会参加の促進

障がいのある人同士の交流として、フライングディスク大会を行うなど、新型コロナウイルス対策を行いながら地域交流を促進しました。	福祉課
出店の機会やイベント等の情報を障害福祉サービス事業所へ提供するようにしていますが、感染症の影響により開催を見送り、出店に制限を行う必要があったので、イベントへの参加促進は思うように図れない状況でした。	観光商工課
公民館等整備事業等の活用により、各自治会において、公民館の新築 や備品整備など、誰もが地域行事に参加しやすい環境整備に努めました。	市民協働課
自家栽培野菜の販売や交流の場として、「喫茶ふら〜っと」を開催 しました。	社会教育課

⑤スポーツ・文化活動への参加促進

スポーツ大会の開催や交流・意見交換会の実施を通じて、地域との	福祉課
交流の機会づくりに努めました。	社会教育課
文化フェスティバルにおいて、警察犬の養成や現状に係る講演会を開	
催し、視覚障がいのある人への理解や啓発の機会を創出しました。また、	社会教育課
図書館においては、大活字体本などの視聴覚資料を整備しました。	

⑥人材育成、ボランティア活動の推進

	福祉課
	1田1江市本
市内の小中学校において、車いす体験や高齢者疑似体験等の福祉体	
験、出前講座などを実施するとともに、ボランティア情報誌の発行を	市民協働課
継続し、全世帯に配布しました。	
ボランティアセンターでは、ボランティア活動の拡充を図るため、	
市内の中学生による「お年寄りの困りごとお助け隊」や各地区にて子	市民協働課
ども食堂などの運営を行いました。	

(5) 保健 · 医療

乳幼児期から高齢期までの各ライフステージの疾病を予防するとともに、疾病を早期に発見して適切な治療を行うなど、障がいのある人がきめ細やかな保健・ 医療サービスを受けることができる体制づくりに取り組みました。主な取組内容 は以下のとおりです。

(1) 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見、早期治療

障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見、早期治療に寄与する ため、各種健(検)診等を継続して実施するとともに、必要に応じて 個別保健指導を実施し、早期治療及び重症化予防等に努めました。	健康保険課こども課
心の健康や健康づくり等、幅広い世代から多岐にわたる相談に対応 しました。また、相談内容に応じて、保健所及び関係機関・団体等と 連携を図り、医療的支援が必要な場合は、医療機関受診につなげる体 制を確保しました。	健康保険課

②医療体制の充実

西諸医師会との連携により、休日急患診療(在宅当番医制)を継続	
し、夜間・休日体制や小児救急医療体制を維持するための支援を行い	健康保険課
ました。	

③福祉・保健・介護・医療の連携

計画相談に従事する相談支援専門員に対して、研修等の情報提供を 行いました。	福祉課
医療的ケア児について、県に設置された宮崎県医療的ケア児支援センターと連携しながら、西諸圏域で福祉・保健・介護・医療・教育等の関係機関が集まり、医療的ケア児の把握や緊急時の対応などの支援体制について、協議を行いました。	福祉課

(6)教育·育成

障がいのある子どもが成長に応じて、切れ目のない支援や適切な教育を受けられるよう、保育・養育・教育の充実に向けて取り組みました。主な取組内容は以下のとおりです。

①就学前児童への支援

発達障害者支援センターについての情報発信を行うとともに、保護者	こども課
からの相談があった場合には、受診へとつなげました。	- C C O m
乳幼児健診やことばの相談等を面談や訪問にて行うとともに、定期	
園訪問に療育施設の専門職が同行し、障がいのある子どもの支援につ	こども課
いて、助言を行いました。	
就学前の子どもの保護者を対象とした就学相談を実施するととも	
に、在学している児童生徒については、学校やスクールカウンセラー、	 学校教育課
スクールソーシャルワーカー等の身近な支援者を通じて、相談・支援	子仪教月珠
を行いました。	

②学校教育の充実

交流学級での学習を通して、日常的に障がいの有無にかかわらず、 子どもたちがともに学べる環境づくりを進めました。	学校教育課
放課後等デイサービスの需要は高まっており、ニーズに応じて事業 所、学校等と連携を図り、支援を行いました。	福祉課
障がいについて、積極的に学べる環境を整え、障がい児通所施設や 特別支援学校と交流活動を行っています。また、教職員の初期研修に おいて、特別支援学校での研修を行いました。	学校教育課
教育支援委員会において、医師や特別支援教育コーディネーター、 特別支援学校教職員等が連携し、支援を必要とする子どもの特性に合 わせた教育環境の整備に努めました。	学校教育課

③切れ目ない支援体制の整備

教育支援委員会等に参加し、切れ目なくスムーズに支援が受けられるよう、必要に応じて乳幼児健診や保育所・幼稚園訪問等の情報提供に努めました。	こども課	
保育所、幼稚園、認定こども園などの関係機関や保護者と情報共有し、 切れ目のない支援体制を整えられるよう努めました。	学校教育課	

(7) 雇用・就業及び経済的自立の支援

働く意欲のある障がいのある人が、適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、 雇用支援・就労支援の充実に取り組みました。また、障がいのある人やその家族 に対する各種手当、医療費助成制度、貸付制度の普及促進を図り、経済的自立の 支援を行いました。主な取組内容は以下のとおりです。

①一般就労支援施策の充実

雇用側である使用者による虐待や差別の防止、合理的配慮の提供に ついて、商工会を通じて市内の事業所へ障がいや障がい者理解に関す る啓発を行いました。	福祉課観光商工課
小林地域障害者雇用連絡会議において、就職希望のある障がいのある人の把握と就職に向けた支援、社会復帰の支援について、協議や情報交換を行いました。	福祉課
生活困窮者自立支援法の施行に合わせて設置した「生活・仕事支援 室」により、障がいのある人などの就労面や生活面での相談に対応す るなど、支援体制の整備を図りました。	福祉課

②一般就労が困難な障がいのある人への就労支援

相談支援専門員や事業所等と連携を図り、障がいのある人の特性に	福祉課
応じた就労系サービスの利用を促しました。	1田1川5木

③経済的自立の支援

特別支援教育就学奨励費補助金を活用し、対象児童生徒の保護者に 支援を行いました。	学校教育課
各種手当制度について、広報紙に掲載し周知を行うとともに、ホームページの随時見直しを行い、申請書様式の掲載などの周知を図りました。	福祉課
障がいのある人の外出機会の拡大と社会参加を促進するため、タク シー料金の基本料金を助成しました。	福祉課

(8) 行政等における配慮の充実

市職員等に対する障がいのある人への理解の促進や、選挙等における配慮に取り組みました。主な取組内容は以下のとおりです。

①障がい及び障がいのある人への理解の促進

車いすを本庁と両出張所の利用しやすい場所に配置しました。	福祉課	
簡単な手話ができるよう関係課窓口の職員を対象に手話研修を行い	福祉課	
ました。	総務課	

②選挙等における配慮

指定病院等における不在者投票や郵便等の不在者投票など公平な投	
票機会を確保し、また、投票所において、予想される困りごとや手伝っ	選挙管理委員会事務局
てほしいことをイラストや文字で表示した「コミュニケーションボー	医手旨任女貝公事/別问
ド」を作成し、障がいのある人が円滑に投票できるように努めました。	



2. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の実績

(1)成果目標の状況

第6期えびの市障がい福祉計画・第2期えびの市障がい児福祉計画において、令和5年 度末を目標年次とした成果目標を設定しています。令和4年度時点の進捗状況は次のとお りです。

成果目標	項目	令和5年度 目標値	令和4年度 実績
(1)福祉施設の入所 者の地域生活への 移行	地域生活移行者数	4人	1人
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	令和 5 年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を西諸圏域にて共同設置の方向で検討	圏域で設置	圏域で設置
(3)地域生活支援拠 点等の整備	地域生活支援拠点等の確保	圏域で設置	圏域で設置
	福祉施設利用者の一般就労への移行者数	5人	0人
	就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数	3人	0人
(4)福祉施設から一般就労への移行等	就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数	1人	0人
3247053 45 15 13 43	就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数	1人	人0
	就労定着支援事業の利用者数	4人	0人
	令和5年度末までに、児童発達支援センターを設置	市内に設置	圏域で設置
	令和5年度末までに、保育所など訪問支援を利用で きる体制を構築	構築	構築
(5)障がい児支援の 提供体制の整備等	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援 する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事 業所を設置	圏域で確保	圏域で確保
	令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を 受けるための関係機関の協議の場を設置	圏域で設置	圏域で設置
	令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコー ディネーターを配置	配置	圏域で1人
(6)相談支援体制の 充実・強化等	令和5年度末までに、相談支援体制の充実・強化に 向けた体制を確保	圏域で確保	圏域で確保
(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	サービスの質の向上を図るための取組を開始	開始	開始

(2) 障害福祉サービス(活動指標)の状況

①福祉サービス

※令和5年度は見込値

訪問系サービス								
項目		令和	13年度	令	和4年度	令和	15年度	
居宅介護								
重度訪問介護	計画値	27人	297時間	27人	297時間	27人	297時間	
同行援護								
行動援護	実績値	221	つつ 4 時間	261	236時間	21人	244時間	
重度障害者等包括支援	天禎旭	33人	3 4 号回	20人	と30时间	21人	244吋间	

※月あたり利用人・利用時間

日中活動系サービス									
項目		令和3年度			令和4年度		令和5年度		
生活介護	計画値	64人	1,278人日分	66人	1,318人日分	68人	1,357人日分		
土冶기碳	実績値	66人	1,328人日分	64人	1,328人日分	67人	1,332人日分		
自立訓練	計画値	0人	0人日分	0人	0人日分	0人	0人日分		
(機能訓練)	実績値	1人	5人日分	1人	22人日分	1人	22人日分		
自立訓練	計画値	6人	131人日分	6人	131人日分	6人	131人日分		
(生活訓練)	実績値	3人	60人日分	4人	80人日分	5人	111人日分		
就労移行支援	計画値	4人	79人日分	4人	79人日分	4人	79人日分		
小儿儿小人儿人儿人	実績値	5人	101人日分	3人	45人日分	3人	49人日分		
就労継続支援	計画値	13人	230人日分	15人	266人日分	20人	354人日分		
(A型)	実績値	8人	114人日分	8人	139人日分	13人	230人日分		
就労継続支援	計画値	42人	752人日分	44人	788人日分	46人	824人日分		
(B型)	実績値	44人	791人日分	41人	723人日分	39人	681人日分		
就労定着支援	計画値		2人		3人	4人			
机力处有义版	実績値		2人		3人		0人		
療養介護	計画値		6人		6人		6人		
尔良川改	実績値		6人		6人		6人		
短期入所	計画値	7人	78人日分	7人	78人日分	7人	78人日分		
(福祉型)	実績値	4人	56人日分	3人	30人日分	4人	46人日分		
短期入所	計画値	0人	0人日分	0人	0人日分	0人	0人日分		
(医療型)	実績値	0人	0人日分	0人	0人日分	0人	0人日分		

※月あたり利用人・利用人日分

人日分:「月当たりの利用人数」×「利用率を加味した1人1月あたり平均利用日数」で一月あたりの利用総日数をいいます。

居住系サービス							
項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度			
白古生活採品	計画値	0人	0人	0人			
自立生活援助	実績値	0人	0人	0人			
共同生活援助	計画値	30人	32人	33人			
	実績値	30人	34人	38人			
施設入所支援	計画値	48人	47人	46人			
心政人们又饭	実績値	49人	58人	52人			

※月あたり利用人

相談支援							
項	I	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
計画相談支援	計画値	48人	50人	55人			
司凹怕談又拔	実績値	46人	43人	40人			
地域移行支援	計画値	0人	0人	1人			
	実績値	0人	0人	0人			
地域定着支援	計画値	0人	0人	1人			
	実績値	1人	2人	0人			

※月あたり利用人

②地域生活支援事業

※令和5年度は見込値

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	計画値	_	_	実施
住胜促進研修・台光争未	実績値	無	無	無
自発的活動支援事業	計画値	_	_	実施
日光则位别又饭争未	実績値	無	無	無
障害者相談支援事業	計画値	1か所	_	_
(基幹相談支援センター)	実績値	1か所	1か所	1か所
相談支援機能強化事業	計画値	_	_	実施
怕談又饭做肥蚀儿争未	実績値	無	無	無
住宅入居等支援事業	計画値	_	_	実施
住七八百寸又扳手未	実績値	無	無	無
式 午悠日制 度 利田士授車業	計画値	1人	1人	2人
成年後見制度利用支援事業	実績値	0人	0人	1人
成年後見制度法人後見支援事業	計画値	-	_	実施
以十仅兄问反広八仅兄又仮争未	実績値	_	実施	実施

項目		令和	13年度	令和4年度		令和5年度	
意思疎通支援事業	計画値	計画値 80件			90件		100件
手話通訳者派遣・要約筆記者派遣	実績値	実績値 108件		147件		95件	
意思疎通支援事業	計画値	計画値 0人			0人		1人
手話通訳者設置事業	実績値		0人		0人		0人
日常生活用具給付等事業	計画値		1件		1件		1件
介護訓練支援用具	実績値		0件		1件		1件
日常生活用具給付等事業	計画値		3件		3件		3件
自立生活支援用具	実績値		2件		1件		3件
日常生活用具給付等事業	計画値		3件		3件		3件
在宅療養等支援用具	実績値		3件		2件		1件
日常生活用具給付等事業	計画値		3件		3件		3件
情報・意思疎通支援用具	実績値		2件		4件		3件
日常生活用具給付等事業	計画値		160件		160件	160件	
排泄管理支援用具	実績値	164件		146件		9 0 件	
日常生活用具給付等事業	計画値	1件		1件		1件	
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実績値		0件	2件		1件	
手話奉仕員養成研修事業	計画値		10人	10人		10人	
養成講習修了人数	実績値		0人		5人		1人
移動支援事業	計画値	23人	延960時間	23人	延960時間	23人	延960時間
	実績値	21人	延646時間	18人	延947時間	18人	延303時間
地域活動支援センターⅠ型	計画値	0人	0か所	0人	0か所	3人	1か所
(本市実施分)	実績値	0人	0か所	0人	0か所	0人	0か所
地域活動支援センターⅠ型	計画値	4人	1か所	5人	1か所	6人	2か所
(他市町村実施分)	実績値	1人	1か所	1人	1か所	1人	1か所
地域活動支援センターⅡ型	計画値	5人	1か所	7人	1か所	10人	1か所
(本市実施分)	実績値	5人	1か所	5人	1か所	4人	1か所
地域活動支援センターⅡ型(他市町村実施分)	計画値	0人	0か所 0か所	0人	0か所 0か所	0人	0か所 0か所
(他市町村実施分)	実績値	0人	0か所 0か所	0人	0か所 0か所	0人	0か所
地域活動支援センターⅢ型 (本市実施分)	計画値	人0	0か所	0人	0か所 0か所	2人	1か所 0か所
	実績値	人0					0か所
地域活動支援センターⅢ型	計画値	0人	0か所	0人	0か所	0人	
(他市町村実施分)	実績値	0人	0か所	0人	0か所	0人	0か所

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	計画値	1人	1人	1人
訓问八冶り一し入	実績値	0人	0人	0人
日中一時支援	計画値	10人	12人	14人
口中一吋又扳	実績値	10人	10人	8人
自動車運転免許取得助成	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
白制市功性助武	計画値	1人	1人	1人
自動車改造助成	実績値	2人	2人	2人
障害者虐待防止対策支援	計画値	2か所	2か所	2か所
(緊急保護居室確保)	実績値	2か所	2か所	2か所
障害者虐待防止対策支援	計画値	設置	設置	設置
(連携協力体制の整備)	実績値	設置	設置	設置

※年間利用人・利用時間・利用件数

③障害児通所支援等事業

※令和5年度は見込値

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
児童発達支援	計画値	25人	214人日分	27人	231人日分	30人	257人日分
	実績値	27人	216人日分	29人	191人日分	28人	176人日分
医療型児童発達支援	計画値	0人	0人日分	0人	0人日分	0人	0人日分
	実績値	0人	0人日分	0人	0人日分	0人	0人日分
放課後等デイサービス	計画値	47人	614人日分	50人	653人日分	55人	719人日分
	実績値	61人	614人日分	66人	642人日分	70人	619人日分
保育所等訪問支援	計画値	5人	5人日分	6人	6人日分	7人	7人日分
	実績値	4人	5人日分	6人	7人日分	11人	16人日分
居宅訪問型児童発達支援	計画値	0人	0人日分	0人	0人日分	0人	0人日分
	実績値	0人	0人日分	0人	0人日分	0人	0人日分
障害児相談支援	計画値	30人		35人		40人	
	実績値	24人		25人		20人	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置 人数	計画値	0人		0人		1人	
	実績値	0人		圏域1人		圏域1人	

※月あたり利用人・利用人日(医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数は除く)

3. 現状を踏まえた障がい福祉施策の今後の課題

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

- ●日常生活での差別や偏見、疎外感に関して、手帳所持者アンケート調査結果では、3割以上の人が「感じたことがある」「少し感じたことがある」と回答しています。本市においては、様々な機会を通して障がいに対する理解に向けた支援を行っていますが、引き続き取組を進め、障がいや障がいのある人に対する理解を深めていく必要があります。
- ●市民アンケート調査結果では、半数以上の人が障がいのある人を手助けした経験があるだけでなく、障がいのある人に対してできることについて、「身近にいる障がいのある人に対して、できる範囲の手助けをしたい」と回答した人が最も多くなっています。支え合う意識の醸成は進んでいる一方で、手助けをした際に「相手が何を望んでいるのかがわからなかった」「どのように対応していいかわからなかった」といった戸惑った経験がある人もいるため、今後は障がいのある人の理解と併せて、配慮や対応の方法など、具体的な行動ができるよう意識啓発を進めていく必要があります。
- ●障がいのある人の権利を守り、本人の意向に基づいた選択ができるよう、意思決定や意思疎通の支援、各種制度の利用促進を図る必要があります。また、障がいのある人が虐待を受けることのないよう、関係機関と連携した状況把握を通した未然防止や早期発見、支援体制の強化が必要です。

(2) 福祉サービス等の生活支援について

- ●手帳所持者アンケート調査結果では、サービス利用に関する困りごとについて「どんなサービスがあるのか知らない」が最も多くなっています。様々な媒体を通じて、必要な人に必要な情報が行き渡るよう取り組むほか、情報の内容についても、誰にでもわかりやすい内容となるよう配慮していく必要があります。
- ●サービス提供体制の維持・充実と併せて、現状ではサービスの利用や支援につながっていない人が悩みや困りごとを抱え込むことのないよう、相談支援体制の強化が必要です。特に、外出することが難しい人やひきこもりの人に対して、窓口での相談だけでなく、身近な相談員と連携した情報共有やアウトリーチ型の相談など、多様な相談支援について検討していく必要があります。



(3) 社会参加の推進について

- ●市内企業ヒアリングでは、今後の障がい者雇用の意向では、約4割が「法定雇用率に合わせて雇用したい」と回答しています。障がいのある人への就労支援と併せて、企業や事業所に対する障がいのある人の雇用に関する疑問点や不安の解消といった啓発活動を進めていく必要があります。
- ●手帳所持者アンケート調査結果では、障がいがあるためにあきらめたり、できなかったりしたことについて、「スポーツ・運動・レクリエーション」が「特にない」に次いで多くなっています。障がいのある人が自分の能力を最大限に発揮し自己実現を図るとともに、生きがいのある生活を送ることができるよう、スポーツや文化活動等を通じた心身の健康づくりを進めるとともに、障がい者スポーツ等を地域で楽しむ機会を設け、誰もが楽しめる交流機会の充実を図る必要があります。
- ●市内における障がいのある人やその保護者の団体においては、メンバーの減少や活動の幅がなかなか広がらないといった課題も挙げられました。団体間の連携や活動における情報提供、地域との交流の場といった幅広い活動が地域とともに実施できるよう、関係機関同士の連携や支援をしていく必要があります。
- ●市民アンケート調査結果では、行政のほかに障がいのある人やその家族を支援するうえでの重要な存在として、「ご近所や地域の人」が最も多くなっています。専門的な支援について、行政や関係機関、サービス事業所が支援体制を構築していくことと併せて、身近な地域において、障がいのある人がかかわりを持ち、安心して暮らすことができるよう、地域での交流の場の創出やスポーツ、文化活動を通じたともに生きる意識の醸成が必要です。

(4) 防犯・防災に向けた取組の充実について

- ●全国的に豪雨等の災害が深刻化する中、手帳所持者アンケート調査結果では、災害時に 避難ができると答えた人は、全体の4割となっています。地域や関係機関が協力しなが ら障がいのある人の避難支援体制の充実・強化を図ることが必要です。
- ●手帳所持者アンケート調査結果では、避難所への避難に「ためらいをとても感じる」「多少感じる」と答えた人は、半数以上となっています。また、避難所での不安については、「迷惑をかけると思ってしまう」「トイレなどの設備が整っていない」が多くなっています。障がいのある人が安心して避難生活を送ることができるよう、一般避難所・福祉避難所の整備や適切な配慮の提供に向けた運営の検討が必要です。
- ●手帳所持者アンケート調査結果では、消費者被害について、心配だと思っている人は4割以上となっています。障がいのある人が消費者被害に巻き込まれないよう、適切な啓発と相談支援を進めていく必要があります。

(5) 障がい児支援の充実

- ●手帳所持者アンケート調査結果では、障がいのある子どもたちが学校や保育所・幼稚園などでの生活を送るうえで必要だと思うことは、「障がいのある子ども個々の特性に応じた配慮」が最も多く、次いで「放課後の支援の充実」が多くなっています。障がいのある子どもたちが、適切な配慮や支援を受けながら育ち、学び、生活ができる環境を整備するため、障がい児福祉サービスや支援に関する情報提供の充実、教職員向けの研修を通した障がいのある子どもを支える環境整備と質の向上に取り組んでいく必要があります。
- ●医療的ケア児を含め、障がいのある児童一人ひとりの特性に合った障がい児福祉サービスを提供できるよう、保育を含めた福祉と教育、医療等との分野横断的な連携による支援を行っていく必要があります。
- ●市民アンケート調査結果では、障がいのある人の地域や社会への参加のために必要だと思うことは、「子どもの時から、学校などで障がいのある人(子ども)とふれあう機会を増やす」が最も多くなっています。障がいの有無にかかわらず、子どもたちがともに学ぶ環境を設けることは、障がいのある子どもが将来にわたって地域とかかわりを持って成長していくうえで非常に重要です。可能な限り、障がいのない子どもとともに受けることができる仕組(インクルーシブ教育システム)の構築に向けて、学校での相互理解の機会づくりや教員の専門性向上が必要です。

(6) 重層的な支援体制の構築に向けた分野を越えた連携

- ●介護分野や子育て分野は、障がいを持つ人が同時に課題を抱えることもあり、非常に関連が深い分野であるといえます。また、全国的に地域における課題が複雑化・複合化している中、課題を抱える人の相談に対し、多分野で連携し必要な支援体制を構築できるよう、それぞれの機関の役割や業務内容の理解、関係機関との連携方法の検討などを行っていく必要があります。
- ●ひきこもりなどの課題は、行政などでは把握が難しいこともあり、地域における見守りや気づきが非常に重要となります。地域での異変にいち早く気づき、専門的な支援にスムーズにつながるよう、また、支援を必要とする人のニーズに合った施策を展開していくことができるよう、社会福祉協議会や民生委員・児童委員など、様々な関係機関・団体と連携し、見守りや相談支援、また適切なサービス利用を推進していく必要があります。



第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障がいの有無にかかわらず、すべての人が自らの希望に応じた住まいや暮らし方を選択し、自分らしくつながりを持ちながら就労や活動ができる地域を築くことは、第6次えびの市総合計画が掲げる将来像「えがおが交わり続けるまち~霧島山のめぐみめぐる えびの~」を実現するために非常に重要です。

また、福祉分野全体が目指すべき姿として、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会である「地域共生社会」が掲げられています。

障がい福祉分野においても、誰もが安心して暮らすことができる支援や連携の構築、障がいのある人が、自分らしく活躍できるための地域への啓発や配慮の提供、雇用・社会参加の促進に取り組んでいく必要があります。

そのためには、これまで積み重ねてきた取組を無駄にすることなく、現状や課題を把握 したうえで継続していくことで、障がいのある人を支える基盤をゆるぎないものにしてい くことが重要です。

さらに、前期計画期間中の課題を踏まえて、障がいによって不自由や苦労を強いられることなく、自らの意思によって地域生活を送ることができる支援の充実や必要とする支援を受けることができる障害福祉サービス提供体制の構築、周囲への理解促進と併せた社会参加や就労の機会の充実など、新たな課題や福祉ニーズに対応できる取組を展開していく必要があります。

以上のことから、障害者基本法の理念である、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」と、障害者総合支援法に基づき定められる基本指針を踏まえ、本計画の基本理念を「認め合い支え合う、誰もが自分らしく輝く地域共生社会の実現」と設定することとします。

認め合い支え合う、誰もが自分らしく輝く地域共生社会の実現



2. 基本目標

本計画では、基本理念に基づいて取組を進めていくために、6つの基本目標のもとに施 策の推進を図ります。

● 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止



障害者差別解消法及び成年後見制度利用促進基本法、そして本市において、平成30年3月に施行された「えびの市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例」に基づき、障がい者団体などと連携を図りながら、市民や事業者・事業主の理解のもと、社会のあらゆる場面における、障がいを理由とする差別の解消や障がい者に対する必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)の提供を図ります。

情報アクセシビリティ向上とコミュニケーション支援



障がいのある人が、必要な時に必要な情報を得ることができるよう、令和4年に公布・施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえた情報提供に努めるとともに、本人の意見や自己決定を尊重する意思疎通支援及び意思決定支援の体制の充実に努めます。また、平成30年3月に施行された「えびの市こころをつなぐ手話言語条例」に基づき、手話が言語であるという認識のもとで、すべての市民が共生することのできる地域社会の実現に向けて、手話に対する理解の促進や手話の普及、手話の使用しやすい環境の構築などの取組を進めます。

❸ 生活を支援する環境づくり



障がいの種類などにかかわらず、本人の希望に沿った生活を送るための支援ができるよう、関係機関や事業所等と連携した支援体制の構築に向けて取り組みます。また、障がいのある人が、生きがいを持って活躍できるよう、地域活動やスポーツ、文化芸術活動への参加を推進することで、障がいのある人と地域や社会との交流機会を創出し、誰もが個性や能力を認め合う共生社会の土壌づくりを進めます。

また、地域における防災や防犯に関する取組を充実させることで、 障がいのある人が安心して生活し、緊急時においても適切に避難や避 難生活ができる体制を構築します。さらに、公共施設等のバリアフ リー化や居住の確保を推進することで、障がいのある人も暮らしやす いまちづくりを推進します。

4 保健・医療・介護の充実



障がいのある人が各ライフステージに応じて適切な支援を受けられるよう、教育・福祉・医療・雇用等の各分野と連携を図り、保健施策を総合的に展開するとともに、市が実施する各種健(検)診等から適切に医療・福祉・介護につながる仕組の構築など、切れ目のない支援を行います。

⑤ 教育・育成環境の充実



乳幼児健診等を通じた障がいの早期発見や早期支援につなげる取組を推進するとともに、保護者への相談支援やライフステージごとの切れ目のない支援体制の提供に努めます。また、発達の段階に合わせた特別支援教育の推進や障がいの有無にかかわらず、子どもたちがともに学ぶインクルーシブ教育を推進します。

6 雇用・就業及び経済的自立の支援



障がいのある人が地域で暮らし続けていくために、一般企業への就 労拡大に向けた広報・啓発や就労支援、経済的な自立に向けた支援を 行います。また、福祉的就労への支援に向けて関係機関と連携した取 組を進めます。



差別の解消、 権利擁護の推進及び 虐待の防止



- (1)権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 差別の解消と障がいに対する理解の促進
- (3) 行政等における合理的配慮の充実
- (4)選挙における配慮

2 情報アクセシビリティ向上 とコミュニケーション支援

- (1) 行政情報のバリアフリー化、情報提供の充実
- (2) 意思疎通や意思決定への支援の充実

3 生活を支援する 環境づくり

- (1) 相談支援体制の充実
- (2)福祉サービスの充実
- (3) 社会参加やスポーツ・文化活動への参加促進
- (4) 人材の育成、ボランティア活動の推進
- (5) 人にやさしい福祉のまちづくり
- (6) 防災・防犯対策等の充実



保健・医療・介護の充実



- (1) 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、早期治療
- (2) 医療体制の充実
- (3) 福祉・保健・医療・介護の連携

5 教育・育成環境の充実



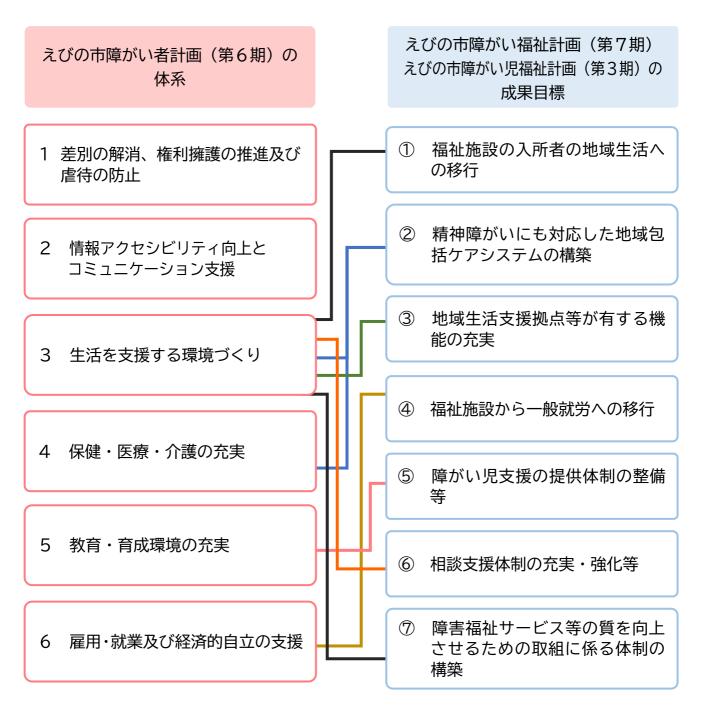
- (1) 就学前児童への支援
- (2) 学校教育の充実
- (3) 切れ目のない支援体制の整備

6 雇用・就業及び 経済的自立の支援

- (1) 一般就労支援施策の充実
- (2) 一般就労が困難な障がいのある人への就労支援
- (3)経済的自立の支援

4. 計画の関係

えびの市障がい者計画(第6期)の体系とえびの市障がい福祉計画(第7期)・えびの市 障がい児福祉計画(第3期)の成果目標の関係は以下のとおりです。





第5章 施策の展開

(障がい者計画)

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止



障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法等に基づき、障がいを理由とする差別の解消や、合理的配慮の提供の推進に取り組みます。また、障害者虐待防止法に基づく、障がいのある人への虐待防止など、障がいのある人の権利擁護のための取組を推進します。

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

障がいのある人の日常生活における権利が損なわれないよう、権利擁護や成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進します。また、障がいのある人への虐待の未然防止や早期発見等の取組を一層推進します。

1 権利擁護の推進

関係課

福祉課 介護保険課

障がい等の理由で、判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用や日常的金銭管理の支援・相談等を行う成年後見制度の周知と利用支援に努めます。

また、障がいのある人の生活設計や生活上の諸問題などの相談について、巡回相談を実施するなど相談の機会を充実させながら、親亡き後の不安解消や権利が守られるよう、2市1町で設置している「にしもろ地区権利擁護推進センター つなご」の利用の促進に努めます。

2 虐待防止に向けた取組の充実

関係課

福祉課 こども課 介護保険課

相談支援事業所等の関係機関と連携し、障がいのある人に対する虐待の未然防止又は早期発見につなげるための啓発活動や情報提供、虐待発生時の早期対応に努めます。

また、児童については、要保護児童対策地域協議会において情報共有を図り、関係機関との連携を強化した支援体制づくりを推進します。障がいのある人の介助者や保護者の悩みや苦悩に寄り添い、家庭内での虐待の防止を図ることができるよう、レスパイト目的も含めた、日中一時支援や短期入所の供給体制の充実に取り組みます。

(2) 差別の解消と障がいに対する理解の促進

日常生活及び社会生活全般に係る分野における差別の禁止や合理的配慮の提供に向け、 障害者差別解消法の内容について、周知啓発を行います。また、障がいのある人及びその 家族からの障がいを理由とする差別に関する相談を的確に応じることができるよう、必要 な体制の整備を図ります。

障がいのある人が地域の中で自立した生活を送ることができる「福祉のまちづくり」を 推進するため、障がいに関する理解促進に向けた広報・啓発や学校と連携した福祉に関す る学習の機会の充実に取り組みます。

3 障害者差別解消法の周知

関係課

福祉課

市民に対して、障害者差別解消法の趣旨・目的等の周知及び啓発を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

4 権利侵害に関する相談体制の充実

関係課

総務課 福祉課

障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じることができるよう、「にしもろ基幹相談支援センター」をはじめ、関係機関との連携を強化し、必要な体制の充実を図ります。また、市ホームページや広報紙を通じて、相談窓口の周知を行うとともに、障がいのある人の立場に寄り添った相談支援を行います。さらに、えびの市女性相談所において、男性相談日を設けるなど、誰もが相談できる環境整備を進めます。

5 権利侵害対策の充実

関係課

福祉課

障がいのある人に対する差別や権利侵害の防止、被害を受けた際の相談・救済を図るため、「にしもろ基幹相談支援センター」や相談支援事業所等の関係機関との連携を強化します。

6 広報・啓発活動の充実

関係課

総務課 福祉課

広報紙、市ホームページ等の活用、関係機関や団体等と連携した障害者週間の広報・ 啓発活動により、障がいに関する理解を深めるための啓発を行います。また、人権に 関する学習機会の提供や、人権擁護委員と連携した人権週間期間中の街頭啓発活動な ど、広く人権に関する啓発活動を実施します。

発達障がいへの理解の促進

7

関係課

福祉課 こども課 学校教育課

発達障がいのある子どもの特性を理解し、早期の発見や支援につながるよう、広報紙やパンフレット等を通じて情報提供を行い、知識の普及と理解促進を図ります。また、乳幼児健診や就学相談など、子どもの特性について保護者と共通理解を育む場を設け、適切な支援や療育へつながるよう、相談支援ファイル「えびのすくすくリレーファイル」の活用を推進します。

8 学校における福祉に関する学習の推進

関係課

福祉課 学校教育課

社会福祉協議会や関係機関と学校とが連携し、手話や点字、車イス体験等の各種教室を開催し、子どもたちの福祉体験の充実を図ります。また、総合的な学習の時間等の中で、発達の段階に応じた福祉に関する学習を推進します。

9 精神保健福祉に関する知識の普及・啓発

関係課

健康保険課 福祉課

精神保健福祉についての知識・理解を深めるため、保健所や精神保健福祉センター等の関係機関と連携して、西諸地域精神障がい者文化交流会を開催するとともに、広報紙等による啓発活動に努めます。

10 合理的配慮の提供に向けた啓発の推進【新規】 関係課 福祉課

適切な合理的配慮の提供に向けた情報提供や啓発に取り組むとともに、合理的配慮 に係る相談・通報等があった場合には、関係機関と連携し、適切な助言や指導を行い ます。



(3) 行政等における合理的配慮の充実

障害者差別解消法に基づき国が定める「障害を理由とする差別解消の推進に関する基本 方針」を踏まえ、障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、市職員等にお ける障がいのある人への合理的配慮の提供促進に努めます。

11 必要かつ合理的な配慮の提供

関係課

福祉課

行政が行う事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がいのある 人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。

12 市職員への啓発

関係課

総務課 福祉課

障がいのある人への理解を深めることを目的とした職員研修の実施や職員対応要領の 作成などにより、窓口等における障がいのある人への配慮及び適切な対応を行います。

(4) 選挙における配慮

障がいのある人がその権利を円滑に行使することができるよう、選挙における配慮を行います。

13 投票機会の確保

関係課

選挙管理委員会事務局

選挙の公正を確保しつつ、投票所の段差の解消や投票時において、必要に応じた支援を行うとともに、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の実施により、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保に努めます。



2. 情報アクセシビリティ向上とコミュニケーション支援



障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュ ニケーションを行うことができるよう、情報通信における情報アク セシビリティ(情報の利用しやすさ)の向上、情報提供の充実、コ ミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリ ティの向上を推進します。

(1) 行政情報のバリアフリー化、情報提供の充実

瞳がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示を行うことができるよう、行政 が発信する情報におけるアクセシビリティの向上、わかりやすい情報提供の充実等、情報 の取得や利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

14 情報提供体制の充実

企画課 関係課

福祉課

広報紙、市ホームページだけでなく、公式SNS等の活用により、様々な世代の障 がいのある人や介助者等に対し、福祉サービスの制度・内容や交流機会・イベントの 開催等について、わかりやすい情報提供ができる体制の充実に努めます。

15 **瞳がいに配慮した情報提供の推進【新規】**

企画課 関係課

福祉課

広報紙や市ホームページ等については、簡潔な文章や難しい表現の言い換えなどの 文章表現、配色への配慮を行うなど、誰にでもわかりやすい情報提供に努めます。

16 情報アクセシビリティの向上【新規】

関係課

企画課 福祉課

令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施 策推進法」を踏まえ、障がいのある人とない人で情報取得において格差が生じないよ う、障がいのある人に配慮した情報発信や手話言語、スマートフォンアプリ等のIC Tの技術も活用したコミュニケーション手段の充実に向けて、検討を進めます。

(2) 意思疎通や意思決定への支援の充実

障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、手話通訳者・要約筆記者の確保、 手話を利用しやすい環境づくりに努めます。また、障がいのある人が必要な支援や配慮を 受けられるよう、障がいのある人に関するマークの周知を図ります。

17 手話通訳者・要約筆記者等の確保

関係課

福祉課

聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の確保のため、手話奉仕員の養成に取り組みます。また、手話通訳者派遣事業においては、周知等を図るとともに利用の促進に努めます。併せて、近隣市町や県と連携しながら、手話通訳者・要約筆記者の確保に努めます。

18 障がいのある人に関するマーク等の周知

関係課

福祉課

知的障がい等により意思疎通に困難を抱えているなど、外見ではわかりにくい障がいのある人が、必要な支援や配慮を受けられるよう、絵記号やヘルプマーク等の障がいのある人に関するマークの周知を図ります。

19 手話言語条例の周知及び推進

関係課

福祉課

手話言語条例に基づき、市民向けのリーフレット作成や手話講座の開催など、条例 の周知や理解促進に向けた取組を推進します。また、市職員への手話研修など、手話 を利用しやすい環境づくりに努めます。

20 意思決定のための支援【拡充】

関係課

福祉課

障がいのある人の意思確認ができるよう、窓口においては筆談対応を行うため筆談ボードや携帯助聴器、コミュニケーション支援ボードを設置するなどの工夫を行い、本人が安心して意思表示ができるよう支援します。

21 意思決定支援体制の促進

関係課

福祉課

自己決定や意思決定が困難な障がいのある人を支援するため、関係者間で、本人の 日常生活や福祉サービスを利用している中での表情・感情・行動に関する記録等の情報に加え、これまでの生活史、人間関係等の様々な情報を共有し、本人の意思及び選考を推定する体制の促進を図ります。併せて、意思決定支援推進のため、家族や成年後見人、事業者等との連携強化を図ります。

3. 生活を支援する環境づくり



障がいのある人が安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一人ひとりのニーズ・実態に応じた相談支援体制及び障害福祉サービス等の量的・質的充実を図るとともに、多機関の連携による支援につなげるための情報共有を行います。また、公共施設等のバリアフリー化や防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を推進します。

(1) 相談支援体制の充実

障がいのある人の様々な相談に対応できるよう、専門機関との連携を図るとともに、民 生委員・児童委員等の幅広い関係団体との協力により、身近な地域での相談支援体制の充 実に努めます。

22 身近な相談員による相談体制の充実

関係課福祉課

地域における身近な相談者である民生委員・児童委員や身体障害者相談員の相談体制の充実を図るとともに、社会福祉協議会と連携して「心配ごと相談」等の各種相談を実施します。また、相談者一人ひとりの状況に応じて適切な支援につながるよう、関係機関との連携強化や協力体制の構築に向けて取り組みます。

23 包括的な相談支援に向けた庁内外連携の推進【新規】 関係課 福祉課 各関係機関

障がいのある人の不登校やひきこもり、また障害福祉サービス支援が必要でも支援につながれていない等の問題に対して、関係課へ相談があった際に、障がい福祉分野において柔軟に支援に向けた対応ができるよう、庁内における連携を強化します。また、窓口での相談だけでなく、アウトリーチ(訪問)による悩みごとや困りごとの把握や相談支援の実施に向けて検討を進めます。

24 専門機関等との連携

関係課|福祉課

円滑な相談支援を実施するため、児童相談所、保健所等の関係機関との連携を図ります。また、障害者地域支援協議会において、支援体制強化に向けた検討や近隣市町と連携した幅広い相談支援体制づくりを進めます。

25 相談支援センターの周知【拡充】

関係課

福祉課

障がいのある人やその家族、障がいのある人を支える事業者等が持つ様々な不安や 心配ごとに対する相談・支援を行っている「にしもろ基幹相談支援センター」の周知 及び利用促進に努めます。また、圏域内での情報共有や連携を強化するとともに、き め細かな対応ができる環境を整備します。

(2) 福祉サービスの充実

障がいのある人の地域生活・在宅生活を支えるため、訪問系サービスや日中活動系サービス等の充実に努めるとともに、サービスの質の向上に向けた取組を推進します。

26 訪問系サービスの充実

関係課

福祉課

障がいのある人が、障がいの状態に応じて、在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護・重度訪問介護等のサービスにより、介護や家事援助等の支援を図ります。

27 日中活動系サービスの充実

関係課

福祉課

障がいのある人の状況に応じて、主に日中において通所等による生活介護や自立訓練等のサービスの充実を図り、地域生活への移行を推進するとともに、日中活動の場の確保に努めます。

28 居住系サービスの充実

関係課

福祉課

障がいのある人が主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で必要な援助を提供します。

29 地域生活支援事業の推進

関係課

福祉課

障がいのある人がその有する能力と適性に応じて、自立した生活を営むことができるよう、日常生活用具給付等事業、移動支援事業等を実施し、障がいのある人や介助者の地域生活を支援します。また、県が実施する「おもいやり駐車場」制度について、商業施設や病院等への協力を求めるとともに、制度の周知を図ります。併せて、在宅の障がいがある人の日常生活の向上と介護者の負担軽減を図るため、居住する住宅の改造に要する費用の一部を助成します。

30 家族介護者への支援

関係課

福祉課 介護保険課

短期入所や各在宅介護支援センターとの連携を図り、障がいのある人を介護している家族の負担軽減に努めます。

3 1 重層的な支援に向けた多機関協働による支援の推進[新規] 関係課 福祉課 各関係機関

利用者本位のサービスが提供され、障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、事業者間での情報の共有や行政と事業者との連携を図り、質の高いサービスの提供が行えるよう支援します。また、福祉に関する関係機関の「業務内容の理解」や「連携方法の構築」を行うための協議の場を設けるとともに、複雑化・複合化した課題や複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対して、包括的な支援を行うため、障がい福祉の立場から関係機関の役割を整理し、支援の方向性の検討と支援を行います。

32 共生型サービスに向けた検討【新規】

関係課

福祉課 介護保険課

介護保険と障がい福祉両制度に位置づけられる共生型サービスについて、高齢の障がいのある人の状況やニーズに応じたサービスの提供に努めます。

33 障がい福祉人材の確保【新規】

関係課

福祉課

市内の障害者福祉施設等で働く人材の確保及び離職の防止のため、新たに就職する 介護福祉士、保育士、幼稚園教諭及び看護師等に対し支度金等を助成し、障害福祉サー ビスの充実を図ります。



(3) 社会参加やスポーツ・文化活動への参加促進

障がいのある人が「生きがい」や「やりがい」を感じて暮らすことができるよう、関係機関と連携し、地域での交流や地域行事への参加の促進を図ります。また、潤い豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動等への参加を促進し、障がいのある人の地域の中での生きがいづくりを支援します。

34 地域での交流の促進

関係課

市民協働課福祉課

障がいのある人が、住み慣れた地域社会の理解を得ながら、安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会と連携した地域福祉活動事業等や学校・地域団体との連携による地域での交流を促進します。

35 地域行事への参加促進

関係課

市民協働課 福祉課 観光商工課 社会教育課

障がいのある人のニーズを把握しながら、誰もが参加しやすいイベントの企画や出展のスペースの確保等に努め、社会参加の機会づくりや地域社会との交流の機会を設けます。

36 スポーツ活動の参加機会の充実

関係課

福祉課 社会教育課

県障がい者スポーツ大会への参加を支援するとともに、レクリエーション協会等と 連携し、障がい者スポーツ大会の開催の支援や広報紙による情報発信を行います。ま た、市内で開催される各種スポーツイベントについても、障がいがある人の参加がで きるように働きかけます。

37 文化活動の参加機会の充実

関係課

社会教育課

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、障がいの有無にかかわらず、文化芸術に親しむ機会を増やすため、障がいのある人による芸術作品の制作及び作品の展示の機会の確保を含めた生涯学習の充実を図ります。併せて、障がいのある人が文化芸術活動に参加しやすくなるように、関係団体等と連携し、手話通訳者や要約筆記者等による障がいのある人に対応した講座等の開催に努めます。

また、図書館においては、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律に基づき、障がいのある人の読書環境の整備に向け、ニーズに合わせて大活字本を揃えるなど、障がいに応じた対応に努めます。

38 活動の広報・情報発信

関係課

福祉課

障がいのある人やその家族が、市内や地域、圏域で行っている様々な活動の内容について、広報紙やホームページ、SNS等を活用して広報・情報発信を行い、活動内容の周知と参加の促進に努めます。

(4) 人材の育成、ボランティア活動の推進

サービス等の担い手である福祉にかかわるマンパワーの確保と活用、障がい者団体・ボランティア団体の活動支援を行い、障がいのある人の多様化するニーズに対応します。

39 ホームヘルパー等の確保

関係課

福祉課

ホームヘルパー等の障がい福祉に携わる人材の確保と資質向上のため、研修への参加を促進するなどの支援に努めます。

40 ボランティア活動への参加の促進

関係課

市民協働課

社会福祉協議会と連携し、ボランティアの養成及びボランティアセンターの機能強化を図り、ボランティア活動への参加の促進に努めます。また、市内小中高生に対し、ボランティア体験や福祉を学ぶ機会を設け、ボランティア活動に対する興味や関心を高めます。

41 ボランティアに関する情報提供の充実

関係課

市民協働課

ボランティアセンターを拠点として、ボランティア活動に関する相談や活動団体の紹介、福祉を学ぶ教育の支援等を行うとともに、広報紙やSNS等を活用した各種講座等の情報提供の充実に努めます。

(5) 人にやさしい福祉のまちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、公共施設や公共交通機関を安全かつ快適に利用でき、外出しやすい環境の整備を推進するとともに、地域生活移行や保護者の高齢化等を見据え、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、居住場所の確保に努めます。

42 公園、道路等のバリアフリー化の推進

関係課

財産管理課 観光商工課建設課 社会教育課

都市公園や道路等の改修、整備時においては、障がいのある人に配慮したものとなるよう、バリアフリー化に努めるとともに、誰でも利用しやすい公園や道路の改修、整備を行い、利便性・安全性の向上に努めます。

43 公共交通機関のバリアフリー化の推進

関係課

企画課

路線バスやタクシー等の公共交通機関について、障がいのある人が利用しやすいよう、利用者アンケート等の結果を踏まえながら、運行を担う事業所への働きかけや連携により、利便性・安全性の向上の推進に努めます。

44 公共施設のバリアフリー化の推進

関係課

市民協働課 財産管理課 福祉課 観光商工課 学校教育課 社会教育課

公共施設の改修や整備時においては、宮崎県が制定した「人にやさしい福祉のまちづくり条例」等に基づき、障がいのある人に配慮したものとなるよう、バリアフリー化に努めるとともに、誰でも利用しやすい公共施設の改修、整備を行い、利便性・安全性の向上に努めます。

45 知的・精神障がい者等の居住の確保

関係課

福祉課

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、グループホームの開設に対して支援を行います。

46 買い物弱者に対する支援

関係課

企画課

食料品や生活用品など日常の買い物に困難を感じる方々を支援するため、移動スーパー事業を実施する事業者に対し補助金を交付します。

47 外出時の交通手段に対する支援

関係課

企画課

外出時の交通手段に不便を感じている人等の移動支援のため、タクシー利用料金の 一部助成や悠々パス購入費について補助を実施します。

(6) 防災・防犯対策等の充実

障がいのある人が地域社会において、安全・安心な生活を送ることができるよう、防災・ 防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を推進します。

48 防災情報の提供体制の整備

関係課

基地・防災対策課

防災に関する情報を障がいのある人に的確に伝えるため、自主防災組織との連携を 図り、情報を直接伝達できる体制を整備します。また、えびの市防災メール等の利用 促進を図るとともに、防災情報を発信する多様な手段について、検討を進めます。

49 避難行動要支援体制の充実

関係課

基地・防災対策課 福祉課

災害等の緊急時に安否確認や避難支援が適切に行えるよう、地域福祉推進会議において、避難行動要支援者や避難支援協力員の更新と情報共有を図るとともに、個別避難計画の策定など、災害時の支援体制の充実に努めます。

50 災害時における医療機関との連携

関係課

健康保険課 市立病院

えびの市災害対策本部の医療対策部を中心に、西諸医師会や西諸圏域の2市1町、消防署、警察等の関係機関と連携を図り、地域における災害時の医療体制を確保します。また、 模擬訓練などの実施を通して、災害発生時の適切な対応が行えるように努めます。

51 障がいのある人に配慮した避難所の整備

関係課

基地・防災対策課

避難所において、プライバシーを保護できる資機材の確保に努めるとともに、避難所が設置された際には、避難者カードを作成し適切な配慮のもと、避難生活が送れるようにします。特別な配慮を必要とする人が安心して生活を送れるよう、バリアフリートイレなどを備えた福祉避難所の確保と協定締結した法人との連携に努め、周知を図ります。

52 防犯対策の啓発、防犯活動

関係課

基地・防災対策課

えびの市安全なまちづくり推進協議会において、関係機関、防犯団体との情報共有・連携 強化を図るとともに、地域における防犯に対する意識を高め、防犯活動の推進に努めます。

53 防災対策の啓発

関係課

基地・防災対策課

自主防災組織の設立やその後の訓練及び活動について支援を行うとともに、出前講 座等により防災・減災についての啓発を行います。

54 消費者トラブルの防止と支援

関係課

市民環境課

消費者トラブルの情報や防止策等の情報周知に努め、消費生活に関する相談体制等の充実を図ります。

4. 保健・医療・介護の充実



乳幼児期から高齢期までの各ライフステージの疾病を予防すると ともに、疾病を早期に発見して適切な治療を行うなど、障がいのあ る人がきめ細かな保健・医療サービスを受けることができる体制づ くりを推進します。

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、早期治療

障がいの原因となる疾病の予防、早期発見、早期治療のため、乳幼児期から高齢期まで、 すべてのライフステージに応じた健康に関する取組を進めます。

55 就学前における支援体制の充実

関係課 福祉課

こども課

乳幼児健診等を通して、療育の必要な児童を早期に発見し、早期に療育につなげられるよう、定期健診の充実に努めます。また、ケース検討会議や情報共有を通じて、児童発達支援センター及び保育所等の関係機関と連携を強化し、切れ目のない支援を行います。

56 各種健(検)診等の実施

関係課

健康保険課こども課

障がいの発生の原因となる疾病等の予防や早期発見、早期治療につなげるため、乳幼児から高齢者まで、各ライフステージに応じた各種健(検)診等を実施します。また、各種健(検)診後の適切なフォローアップ体制を充実し、疾病の予防や早期発見、早期治療に努めます。

57 精神保健対策の充実

関係課

健康保険課 福祉課

様々な障がいや生きにくさなどの困難を抱えた精神障がいのある人等、心の病気や健康づくりについての幅広い相談に対応できるよう、関係機関との連携を図り、相談体制を充実します。また、医療が必要な場合は、医療機関等につなげる体制を確保します。

(2) 医療体制の充実

障がいのある人が、身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療機関と連携し、医 療体制の充実を図ります。

58 歯科治療に関する情報提供

関係課

健康保険課

障がいのある人が安心して歯の治療を受けられるよう、関係機関等と連携し、検診 の実施や専門の歯科医等の情報提供を図ります。

59 救急医療体制の充実

関係課

健康保険課

疾病等による障がい発生の予防や軽減、障がいのある人の緊急時の対応と支援のため、 西諸医師会や関係機関等と連携した救急医療体制の充実を図ります。

(3) 福祉・保健・医療・介護の連携

地域社会において、障がいのある人が安心して生活を送れるよう、行政機関や施設、病 院、関係機関等との連携の強化を図ります。また、福祉・保健・医療・介護の一体的なサー ビスの提供に向けた計画相談の質の向上とともに、重度障がいの人や医療的ケア児の支援 に向けた支援体制の構築を進めます。

60 関係機関等との連携強化

関係課

福祉課

地域社会において、障がいのある人が安心して生活を送れるよう、障害者地域支援 協議会等を活用して、西諸圏域内の行政機関や施設、病院、関係機関等との連携の強 化を図ります。

61 計画相談の質の向上

関係課

福祉課

福祉・保健・医療・介護の一体的なサービスを提供するため、障がいのある人を対 象とする計画相談(ケアマネジメント)の質の向上を図ります。

62 **重度障がいの人や医療的ケア児支援に向けた体制整備【新規】** 関係課

福祉課

重度障がいの人や医療的ケアを要する障がいのある児童が、適切な支援を受けられ るよう、保健・医療、障がい福祉、保育・教育等の関係機関が連携を図り、支援体制の 充実を図ります。

強度行動障がい等への支援の検討【新規】 63

関係課

福祉課

強度行動障がい等専門的支援が必要なケースについて、相談支援事業所等とも連携 し、本市における実態やニーズの把握に努めます。

5. 教育・育成環境の充実



障がいのある子どもが、特性を踏まえた必要な支援のもと、年齢や能力に応じた十分な教育を、可能な限り障がいのない子どもとともに受けることができる仕組(インクルーシブ教育システム)の構築を目指し、障がいのある子どもの保育・教育の充実を図ります。

(1) 就学前児童への支援

障がいのある子どもが、身近な地域で保育を受けることができるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を図り、保育所等における受け入れ体制や相談等の支援体制の充実を図ります。

64 保育所等の充実

関係課

こども課

障がいのある子どもが保育所等に通所できるよう、保育士の加配等、必要な支援環境の整備に努めます。

65 発達障がい児への支援

関係課

福祉課 こども課 学校教育課

幼稚園や保育所、認定こども園と県や市の関係機関との連携を図るとともに、発達障害者支援センター等の利用を促進し、発達障がいの早期発見、早期支援に努めます。また、受診の際には、保護者の意向を踏まえながら、支援に向けたわかりやすい説明を行います。

66 多様な保育サービスの提供に向けた体制の構築

関係課

こども課

個々の状況にあった支援ができるよう、受け入れ園のバリアフリー化や保育士の特別支援保育に係る質の向上を図り、柔軟な受け入れ体制の整備に努めます。



67 相談支援体制の充実

関係課

福祉課 こども課 学校教育課

保育士、保健師等が身近な支援者として相談支援を行い、療育施設や医療機関など と連携を図ります。また、就学前の子どもの保護者を対象とした就学相談に取り組む とともに、学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携するな ど、入学後の学習又は学校生活における相談・支援を行います。

68 保護者への子育て支援

関係課

福祉課 こども課

障がいのある子どもの保護者に対し、日ごろの悩みや一人ひとりに合わせたサービス利用等に関する相談支援や、保護者同士の交流・活動を促進することで、育児への不安や悩みを解消します。保護者同士の交流促進を目的とした、自主グループ活動に関する情報提供を行います。また、子どもとの関係づくりや発達を促すかかわり方、気になる行動への対処方法等について学ぶ場として、親子教室や個別相談を行います。

69 保育所等訪問支援

関係課

こども課

保育所等を利用している障がいのある子どもが、保育所等で集団活動を行うにあたり、専門的な援助を必要とする場合に、訪問指導を行うなどの支援に努めます。



(2) 学校教育の充実

障がいのある子どもの自立と社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学 校教育を推進することができるよう、教育上の相互理解や専門性の向上に努めます。

70 個別支援体制の推進

関係課

学校教育課

障がいの有無に関係なく、子どもたちが教育を受けることができ、一人ひとりの特 性に応じた配慮ができるよう、学校と連携しながら特別支援教育支援員の適切な配置 に努め、児童生徒の障がいに合わせた個別の支援を図ります。

71 特別支援教育の充実

関係課

学校教育課

医療機関や特別支援教育コーディネーター、特別支援学校等の関係機関と連携を図 り、支援の必要な子どもに対する適切な教育を進めます。

72 教育上の相互理解に向けた機会づくり

関係課|学校教育課

小学校における特別支援学級や特別支援学校等との交流のほか、障がいについての 理解やともに生きる心を育むための多様な機会づくりについて検討を進めます。

73 学校施設、設備の改善

関係課

学校教育課

新たな学校施設の整備は、児童生徒の利用・移動ニーズを考慮し、計画的に実施す るとともに、既存施設についても、宮崎県が制定した「人にやさしい福祉のまちづく り条例」等に基づき、バリアフリー化の整備を検討していきます。

74 教員の専門性の向上

関係課

学校教育課

特別支援教育コーディネーター等と連携し、研修内容の充実と対象の拡充に努めま す。また、通級指導教室や交流学級での学習を通して、インクルーシブ教育の推進を 図り、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限りともに学べる授業を取 り入れます。

75 放課後等の居場所づくり

関係課

福祉課

障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に行うことにより、障がいのある子どもの自立を促進するとともに、 放課後等の居場所づくりとして放課後等デイサービス等の充実に努めます。

(3) 切れ目のない支援体制の整備

障がいのある子どもが、将来、自立した生活を送れるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携を図り、就学前から卒業後までの一貫したきめ細かな支援の構築を進めます。

76 就学前から卒業後までの一貫した支援システムの構築

関係課

福祉課 こども課 学校教育課

就学前から卒業後に至るまで、福祉や教育の関係機関等が連携するとともに、特別支援教育のエリアコーディネーターを活用して、一貫した支援体制の整備に努めます。また、保育士と教職員とが交流する場を設け、切れ目のない支援に関する共通の知識・理解を深めます。

77 児童発達支援事業の充実

関係課

福祉課

こども課

障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や知的技能の付与、 集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業の充実に向けて、保健師や相談支援 専門員、事業所等との連携を強化します。



6. 雇用・就業及び経済的自立の支援



障がいのある人が、地域で自立した生活を送るための基盤として、 就労は重要です。働く意欲のある障がいのある人が、その適性に応 じて能力を十分に発揮でき、可能な限り本人の希望に応じた就労を 実現できるよう、雇用支援・就労支援を推進します。また、障がい のある人やその家族に対する各種手当、医療費助成制度、貸付制度 の普及促進を図り、経済的自立の支援を行います。

(1) 一般就労支援施策の充実

県の雇用関係機関やハローワークなどと連携を図り、障がいのある人の雇用に対する理解を深め、働く機会の充実に努めます。また、障害者就労支援事業等により、障がいのある人の就労に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。

78 企業等における理解の促進と雇用機会、待遇の確保 関係課 福祉課 観光商工課

関係機関と連携し、広報紙やパンフレット等により障害者雇用促進法や雇用における差別の禁止及び合理的配慮の提供について周知を図ります。また、障がいのある人の雇用を積極的に推進している事業所の取組について情報収集を進め、今後雇用を進めていく事業所に対し情報提供を行います。

さらに、就労移行支援、就労継続支援、訓練施設などを活用するとともに、関係機 関との協力体制により障がいのある人の就業促進を図ります。

79 企業等への相談支援の充実【新規】 関係課 福祉課

障がいのある人を雇用する事業所の抱える困りごとや疑問点、また、事業所が気づいた従業している障がいのある人の困りごとなど、事業所だけでは解決が難しい課題に対し、関係機関と連携しながら相談支援ができる環境をつくります。

80 障害者就労支援事業の活用 関係課 福祉課

「こばやし障害者就業・生活支援センター」や「生活・仕事支援室」において、就労に関する相談を受け付け、障がいのある人の就労を支援します。また、小林地域障害者雇用連絡会議及びハローワークなどの関係機関と連携し、障がいのある人の雇用促進に向け、情報の共有化や合同説明会などの就業を希望する人と企業とのマッチングの機会の提供や各種制度の周知に努めます。

81 一般就労への移行

関係課

福祉課

生活・仕事支援室や関係機関との連携を図り、職業相談をはじめ、就職準備、就労 定着、就労継続などの各種支援により、障がいのある人の就労定着に努めます。また、 福祉施設から一般就労への移行と、一人ひとりの特性を考慮しながら就労を継続でき る環境づくりに努めます。

(2) 一般就労が困難な障がいのある人への就労支援

働く意欲があっても、一般就労の難しい障がいのある人に対し、個々の特性に合った仕事がみつけられる支援体制の整備を支援します。また、「えびの市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、庁内における障害者就労施設等からの物品・役務の調達を推進します。

82 福祉的就労の支援

関係課

福祉課 観光商工課 畜産農政課

障がいにより一般就労が困難な人が一人ひとりの特性に合った活躍の場で就労ができるよう、事業所等と連携し就労移行支援事業や就労継続支援事業を活用した福祉的就労を支援します。また、就労は、障がいのある人の生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進むあらゆる分野の働き手の確保につながる可能性があることから、各分野のニーズの把握に努めます。

83 物品・役務の調達の推進

関係課

福祉課

「えびの市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、庁内における 障害者就労施設等からの物品・役務の調達を推進します。



(3) 経済的自立の支援

障がいのある人が、必要とする医療の受診や就学、移動などに適切な経済的支援を受けることができる環境を整えるため、障がいのある人やその家族に対する各種手当や制度の普及促進を図り、経済的自立の支援を行います。

84 医療費の助成

関係課

健康保険課 福祉課

障がいのある人が、自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)や療養介護、重度心身障害者医療費助成、指定難病医療給付(県の事業)等、必要な医療を適切に受けることができるよう、医療機関等の関係機関と連携しながら、助成制度の内容をまとめた冊子の配布や窓口での相談等により、制度の周知に努め、利用促進を図ります。

85 障がいのある子どもへの就学奨励

関係課

学校教育課

障がいのある児童生徒の保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況 等に応じて支援します。また、特別支援学級の児童と保護者を対象とした体験活動や、 合同体験学習、職員研修の機会を通して特別支援教育の理解を深めます。

86 各種手当等の支給

関係課

福祉課

特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当について、各手帳交付時に十分に説明するとともに、広報紙やホームページ等での周知を図り、支給を行います。

87 交通費の助成

関係課

福祉課

障がいのある人の社会参加を促進するため、タクシー料金の一部助成を行い、障がいのある人の外出を支援します。

88 自動車改造・運転免許取得費用の支援

関係課

福祉課

身体に重度の障がいのある人の社会活動を容易にして、自立更生の促進を図るため、自動車免許取得に要する経費の一部と自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

第6章 施策の展開

(障がい福祉計画・障がい児福祉計画)

1. 障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法に基づくサービス

自立支援給付

訪問系サービス

- ●居宅介護
- ●重度訪問介護
- ●同行援護
- ●行動援護
- ●重度障害者等包括支援

日中活動系サービス

- ●生活介護
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ■就労選択支援
- ■就労移行支援
- ■就労継続支援(A型・B型)
- ●就労定着支援
- ●療養介護
- ●短期入所(福祉型・医療型)

居住系サービス

- ●自立生活援助
- ●共同生活援助(グループホーム)
- ●施設入所支援

相談支援

- ●計画相談支援
- ●地域移行支援
- ●地域定着支援

地域生活支援事業

- ●理解促進研修・啓発事業
- ●自発的活動支援事業
- ●相談支援事業
- ●成年後見制度利用支援事業
- ●成年後見制度法人後見支援事業
- ●意思疎通支援事業
- ●日常生活用具給付等事業
- ●手話奉仕員養成研修事業
- ●移動支援事業
- ●地域活動支援センター機能強化事業
- ●その他の事業

児童福祉法に基づくサービス

障害児通所支援等事業

- ●児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- ●放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設
- 障害児相談支援



2. 成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、 自立訓練事業の利用やグループホームあるいは一般住宅等へ移行する人の数を見込み、そ のうえで、令和8年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定することとされて います。

① 国の目標設定の考え方

項目	内容
地域移行者数	令和4年度末時点の施設入所者数の <u>6%以上</u> が地域生活へ移行することを基本とする。
施設入所者数の削減	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

② 本市の考え方と目標

地域移行者数を国の考え方に基づき、本市の実情を考慮したうえで3人とします。また、施設入所者数の削減についても、国の考え方に基づき、本市の実情を考慮したうえで削減数を3人と設定します。

項目	令和8年度目標値
令和4年度末の入所者数	51人
令和8年度末の入所者数	48人
削減見込	3人
地域移行者数	3人



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、精神障がい者の精神病 床からの退院の促進を図ることとし、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域 における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病床における早 期退院率に関する目標値を設定することとされています。

① 国の目標設定の考え方

項目	内容
精神障がい者の退院 後1年以内の地域に おける平均生活日数	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
精神病床における1年以上長期入院患者数	令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、国の推計値を用いて目標値を設定する。
精神病床における早 期退院率	入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率に関する令和8年度における目標値を設定する。目標値の設定にあたっては、入院後3か月時点の退院率を68.9%以上とし、入院後6か月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上とすることを基本とする。

② 本市の考え方

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、県が目標値を設定する項目のため、本市独自の目標値設定は行いません。しかし、県の目標値を基本とし、本市においても入院中の精神障がい者の地域生活への移行促進に取り組みます。



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

各市町村や各圏域では、地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することとされているほか、強度行動障がいを有する人のニーズを把握するとともに、支援できる体制を構築することとされています。

① 国の目標設定の考え方

項目	内容
地域生活支援拠点等の充実	令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
強度行動障がいを 有する人への支援 体制の整備	強度行動障がいを有する人に関し、各市町村又は各圏域において 支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

② 本市の考え方と目標

地域生活支援拠点については、西諸圏域において1か所整備済みのため、今後機能強 化に向けて取り組んでいくこととします。

強度行動障がいを有する人への支援ニーズを把握し、地域生活支援拠点や地域支援協議 会等で検討を行います。

话口	見込値		
項目 	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置か所数	圏域1か所	圏域1か所	圏域1か所
コーディネーターの配置人数	圏域1人	圏域1人	圏域1人
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の有無	有	有	有

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人や一般就労の実績がある事業所の割合の目標値を設定することとされています。 また、障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとされています。

① 国の目標設定の考え方

項目	内容
一般就労への移行者数	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が、就労移 行支援事業等を利用して一般就労へ移行することを基本とする。
ア. 就労移行支援 事業	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
イ. 就労継続支援 A型事業	令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とすることを基本とする。
ウ. 就労継続支援 B型事業	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
エ. 就労移行支援事 業所の割合	一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業所 利用者数	令和3年度の就労定着支援の利用実績の1.41倍以上とする ことを基本とする。
就労定着率の高い就 労定着支援事業所の 割合	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を 全体の25.0%以上とすることを基本とする。

② 本市の考え方と目標

国の考え方に基づき、本市の実情を踏まえたうえで目標値を以下のとおり設定します。

項目	令和8年度目標値	
一般就労への移行者数	5人	
ア. 就労移行支援事業	3人	
イ. 就労継続支援A型事業	1人	
ウ. 就労継続支援B型事業	1人	
エ. 就労移行支援事業所の割合	66% (2か所)	
就労定着支援事業所利用者数	1人	
就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合	100%	

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることができるよう、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でサービスを提供するための地域における支援体制を整備する目標を定めることとされています。

① 国の目標設定の考え方

項目	内容
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市 町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置するこ とを基本とする。
保育所等訪問支援を利用できる 体制の確保	令和8年度末までに、各市町村において、保育所等 訪問支援を利用できる体制を構築することを基本と する。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課 後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援 する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス 事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以 上確保することを基本とする。
医療的ケア児支援のための関係 機関の協議の場の設置 及びコーディネーターの配置	令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

② 本市の考え方と目標

児童発達支援センターについては、西諸圏域において2か所設置済みですが、本市に おいても設置に向けて取り組むこととします。

保育所等訪問支援の実施については、本市において利用できる体制を構築済みのため、 適切な利用の促進に努めます。

重症心身障がい児を支援する事業所については、児童発達支援事業所、放課後等デイサービスともに、西諸圏域で1か所設置済みとなっています。

西諸圏域において協議を行い、令和8年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るため協議の場を設置します。また、医療的ケア児支援に関するコーディネーターについては、現在西諸圏域において1人配置済みとなっています。

項目	令和8年度目標值
児童発達支援センターの設置	圏域2か所
保育所等訪問支援の実施	実施
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所確保	圏域1か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域1か所

百日	見込値		
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児支援のための関係機関の協議 の場の設置	圏域1か所	圏域1か所	圏域1か所
医療的ケア児等に対する関連分野を調整するコーディネーターの配置人数	圏域1人	圏域1人	圏域1人



(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、基幹相談支援センターあるいはそれに準ずる、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとされています。

① 国の目標設定の考え方

項目	内容
	令和8年度末までに、各市町村又は各圏域におい
	て、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及
相談支援体制の充実・強化等	び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの
	役割を担う基幹相談支援センターを設置することを
	基本とする。

② 本市の考え方と目標

基幹相談支援センターについては、西諸圏域において2市1町の共同での設置・運営が完了しています。

項目	見込値		
填 日	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	圏域1か所	圏域1か所	圏域1か所
主任相談支援専門員の配置人数	圏域1人	圏域1人	圏域1人
地域の相談支援事業所への訪問による助言指導数	1 🗇	1 🗇	1回
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1 🗇	1 🗇	1回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	1 🗇	1 🗇	1回
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	2回	2回	2回
協議会への参加事業所数	4か所	4か所	4か所
協議会の専門部会の設置	1部会	1部会	1部会
専門部会の開催回数	3回	3回	3回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修への参加や、請求の過誤を無くすための取組等、適正な運営を行っている事業所を確保するための取組を実施する体制を構築することとされています。

① 国の目標設定の考え方

項目	内容
	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向
障害福祉サービス等の質の向上	上させるための取組に関する事項を実施する体制を
	確保することを基本とする。

② 本市の考え方と目標

本市においては、地域支援協議会において利用者が求める障害福祉サービスの現状、課題及び提供体制の情報共有を行い、適切な障害福祉サービスの提供に努めます。

項目	見込値		
- 中	令和6年度	令和7年度	令和8年度
各種研修への職員の参加	1人/年	1人/年	1人/年
障害者自立支援審査支払等システムによる 審査結果の共有体制の有無	無	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる 審査結果の共有回数	0回/年	1回/年	1回/年



3. 障害福祉サービスの見込(活動指標)

(1)訪問系サービス

① 居宅介護

サービスの内容	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般に わたる援助を行います。		
対象者	障害支援区分1以上(障がいのある児童にあってはこれに相当する 支援の度合)の人を対象とします。 ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)においては、次のいず れにも該当する人を対象とします。 (1)障害支援区分2以上に該当していること (2)障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいず れか一つ以上に認定されていること ・「歩行」 「全面的な支援が必要な人」 ・「移乗」 「何かしらの支援が必要な人」 ・「移動」 「何かしらの支援が必要な人」 ・「排尿」 「何かしらの支援が必要な人」		
本市の考え方	利用時間及び利用人数の見込量については、前期計画期間中の利用 実績を踏まえ、今後利用が増加していくことを見込んだうえで算出しています。		

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日72年	210時間	220時間	230時間
見込量	21人	22人	23人



② 重度訪問介護

サービスの内容	重度の肢体不自由のある人又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人であって常時介護を要する障がいのある人で、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。
対象者	障害支援区分4以上であって、次のいずれかに該当する人を対象とします。 1 次のいずれにも該当すること (1)二肢以上に麻痺等があること (2)障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」 「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること 2 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である人
本市の考え方	利用時間及び利用人数の見込量については、前期計画期間中の利用 実績を踏まえ、今後も大きな変動はないものとして算出しています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日、10日	48時間	48時間	48時間
見込量	3人	3人	3人



③ 同行援護

サービスの内容	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がいのある人に対 し、外出時に同行及び外出する際の必要な援助を行います。
対象者	同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の人を対象とします。
本市の考え方	利用時間及び利用人数については、前期計画期間中の利用実績がないことから見込量を0としていますが、利用ニーズが明らかになった場合には、提供体制の確保に努めます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日72年	0時間	0時間	0時間
見込量	0人	0人	0人

※月あたり利用時間・利用人

④ 行動援護

サービスの内容	知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がいのある人や児童で常時介護を要する人が、行動する時の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他の行動する際に必要な援助が受けられるサービスです。
対象者	障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障がいのある児童にあってはこれに相当する支援の度合)の人を対象とします。
本市の考え方	利用時間及び利用人数の見込量については、前期計画期間中の利用 実績を踏まえ、今後も大きな変動はないものとして算出しています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日、日	10時間	10時間	10時間
見込量	1人	1人	1人

⑤ 重度障害者等包括支援

サービスの内容	常時介護を要する障がいのある人が、居宅介護など複数のサービスを 包括的に受けられるサービスです。	
対象者	障害支援区分6(障がいのある児童にあっては区分6に相当する支援の度合)に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人であって、次のいずれかに該当する人を対象とします。 (1)重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障がいのある人のうち、人工呼吸器による	
刈 漆伯	呼吸管理を行っている身体に障がいがある人、又は最重度の知的障がいのある人	
	(2)障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である人	
本市の考え方	利用時間及び利用人数については、前期計画期間中の利用実績がないことから見込量を0としていますが、利用ニーズが明らかになった場合には、提供体制の確保に努めます。	

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日、日	0時間	0時間	0時間
見込量	0人	0人	0人

(2) 日中活動系サービス

⑥ 生活介護

サービスの内容	常に介護を必要とする人に、主として昼間において、入浴、排せつや 食事等の介護を提供するとともに、創作的活動又は生産活動の機会など を提供するサービスです。
対象者	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がいのある人で次に掲げる人を対象とします。 (1)障害支援区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上の人
	(2)年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上の人
本市の考え方	利用人数及び利用時間の見込量については、前期計画期間中の利用 実績を踏まえ、今後も大きな変動はないものとして算出しています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	89人	89人	89人
見込量	1,780人日分	1,780人日分	1,780人日分

※月あたり利用人・利用人日分

⑦ 自立訓練(機能訓練)

サービスの内容	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために、理学療法士や作業療法士からリハビリテーション、日常生活上の支援などが受けられるサービスです。
	地域生活を営むうえで必要な、身体機能や生活能力の維持・向上など のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人や高次脳機能障害のあ る人を対象とします。具体的には、次のような例です。
対象者	(1)入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移 行等を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機 能の維持・回復などの支援が必要な人
	(2)特別支援学校を卒業した人であって、地域生活を営むうえで、 身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
本市の考え方	利用人数及び利用時間の見込量については、前期計画期間中の利用 実績を踏まえ、今後も大きな変動はないものとして算出しています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1人	1人	1人
見込量	23人日分	23人日分	23人日分

※月あたり利用人・利用人日分

⑧ 自立訓練(生活訓練)

サービスの内容	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、食事や家事などの日常生活能力の向上のための訓練、日常生活上の支援などが受けられるサービスです。
対象者	地域生活を営むうえで必要な、生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な障がいのある人を対象とします。具体的には、次のような例です。 (1)入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 (2)特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人などであって、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人
本市の考え方	利用人数及び利用時間の見込量については、前期計画期間中の利用 実績を踏まえ、今後も大きな変動はないものとして算出しています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日71日	6人	6人	6人
見込量	131人日分	131人日分	131人日分

※月あたり利用人・利用人日分

⑨ 就労選択支援

サービスの内容	就労アセスメントの手法を活用して、本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて、能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所の選択を可能にするサービスです。
対象者	年齢や障がい種別などに関係なく就労アセスメントによる支援を希望し、サービスの利用を申請した障がいのある人を対象とします。また、 既に就労系障害福祉サービスを利用している人も対象とします。
本市の考え方	利用人数については、令和7年度までに新設されるサービスのため、現段階では見込量を0としていますが、利用ニーズが明らかになった場合には、提供体制の確保に努めます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	0人	0人	0人

※月あたり利用人

⑩ 就労移行支援

サービスの内容	一般企業への就労を希望する人が、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を受けることができるサービスです。 一般就労を希望する障がいのある人の中で、適性に応じた職場への就 労が見込まれる人に対して、知識や能力の向上、実習、職場探しなど、 必要な相談その他の必要な支援を行うサービスです。
対象者	就労を希望する障がいのある人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の人を対象とします。 ※65歳以上の人については、65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)に引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた人であって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた人に限る。
本市の考え方	利用人数及び利用時間の見込量については、前期計画期間中の利用 実績を踏まえ、今後も大きな変動はないものとして算出しています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日、10日	6人	6人	6人
見込量	138人日分	138人日分	138人日分

※月あたり利用人・利用人日分



① 就労継続支援(A型)

サービスの内容	一般企業などでの就労が困難な障がいのある人に、通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うサービスです。
対象者	企業等に就労することが困難な障がいのある人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な人を対象とします。具体的には次のような例です。 (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人
	(2)特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に 結びつかなかった人(3)企業等を離職した人等就労経験のある人で、現に雇用関係がな い人
	※65歳以上の人は、65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)に、引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた人であって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた人に限る。
本市の考え方	利用人数及び利用時間の見込量については、前期計画期間中の利用 実績を踏まえ、今後利用が増加していくことを見込んだうえで算出し ています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日71 巨	35人	37人	39人
見込量	630人日分	666人日分	702人日分

※月あたり利用人・利用人日分

⑫ 就労継続支援(B型)

サービスの内容	一般企業等で就労が困難な障がいのある人に、通所により就労や生産 活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上の ために必要な訓練その他の必要な支援を行うサービスです。			
対象者	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない 人や、一定の年齢に達している人などであって、就労の機会等を通じ、 生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される障がいのある 人を対象とします。具体的には次のような例です。 (1)就労経験がある人で、年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難となった人 (2)50歳に達している人又は障害基礎年金1級受給者 (3)上記(1)(2)に該当しない人で、就労移行支援事業者等に よるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われ ている本事業の利用を希望する人			
本市の考え方	利用人数及び利用時間の見込量については、前期計画期間中の利用 実績を踏まえ、今後も大きな変動はないものとして算出しています。			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	

40人

760人日分

※月あたり利用人・利用人日分

40人

760人日分

40人

760人日分

③ 就労定着支援

見込量

	^			
サービスの内容	就労移行支援等を利用して、一般企業等に新たに雇用された障がいのある人の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営むうえでの各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行うサービスです。			
対象者	就労移行支援等を利用した後、一般企業等に新たに雇用された障がいのある人で、就労を継続している期間が6月を経過した人(病気や障がいにより一般企業等を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した人であって、就労を継続している期間が6月を経過した人も含む。)を対象とします。			
本市の考え方	利用人数については、前期計画期間中に減少傾向となり、令和5年度 については利用実績がないことから見込量を1としていますが、利用 ニーズが明らかになった場合には、提供体制の確保に努めます。			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
見込量	1人	1人	1人	
九处里	1人	1人	1人	

※月あたり利用人

14 療養介護

サービスの内容	医療と常時介護を要する人に、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、 医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話を支援するサー ビスです。
対象者	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がいのある人であって、次のいずれかに該当する人を対象とします。 (1)筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者など気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分6の人 (2)筋ジストロフィー患者又は重症心身障がいのある人で障害支援区分5以上の人
	(3) 平成24年3月31日時点において重症心身障害児施設に入 所していた人又は改正前の児童福祉法に基づく指定医療機関 に入院した人であって、平成24年4月1日以降も指定療養 介護事業所を利用する(1)及び(2)以外の人
本市の考え方	利用人数の見込量については、前期計画期間中の利用実績を踏ま え、今後も大きな変動はないものとして算出しています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	6人	6人	6人



15 短期入所

サービスの内容		居宅において、介護を行う人が病気その他の理由により、介護を 行えない場合などの際に短期間、夜間も含めて障害者支援施設等で 入浴、排せつ及び食事の介護などを行うサービスです。
対象者医療型		障害支援区分1以上(障がいのある児童は、これに相当する支援の度合い)の人を対象とします。
		(1)療養介護の対象となる人(2)重症心身障がいのある人等(3)遷延性意識障がいのある人等、筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する人
本市の考え方利用男		利用人数及び利用時間の見込量については、前期計画期間中の 利用実績を踏まえ、今後も大きな変動はないものとして算出して います。

見込量	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所(福祉型)	7人	7人	7人
	49人日分	49人日分	49人日分
短期入所(医療型)	1人	1人	1人
	10人日分	10人日分	10人日分

※月あたり利用人・利用人日分

(3) 居住系サービス

16 自立生活援助

サービスの内容	居宅における自立した日常生活を営むうえでの様々な問題について 障がいのある人の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相 談、関係機関との連絡調整等の援助を行うサービスです。
対象者	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人等で、居宅における自立した日常生活を営むうえでの様々な問題に対する支援が見込めない状況にある障がいのある人を対象とします。
本市の考え方	利用人数については、前期計画期間中の利用実績がないことから見込量を0としていますが、利用ニーズが明らかになった場合には、提供体制の確保に努めます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	0人	0人	0人

※月あたり利用人

① 共同生活援助(グループホーム)

サービスの内容	夜間や休日において、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ及び食事などの介護や、その他の必要な日常生活上の援助が受けられるサービスです。
対象者	障がいのある人(身体に障がいのある人は、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。)を対象とします。
本市の考え方	利用人数の見込量については、利用が増加するものとして算出しています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	41人	43人	45人

⑱ 施設入所支援

サービスの内容	施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間において、入浴、 排せつ及び食事等の介護を行うサービスです。
	(1)生活介護利用者で、障害支援区分4(50歳以上の人の場合は区分3)以上である人
	(2)(1)以外の人のうち、指定特定支援事業者によるサービス等利 用計画案の作成の手続きを経たうえで、市が利用の組合せの必要 性を認めた人
対象者	(3)自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援の利用で、入所させな がら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる 人又は通所によって訓練を受けることが困難である人
	(4) 就労継続支援B型を受けている人のうち、指定特定支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経たうえで、市が利用の組合せの必要性を認めた人
本市の考え方	利用人数の見込量については、本計画期間中における成果目標の達成を 目指し、地域生活への移行を促進していくことを踏まえて算出しています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	50人	49人	48人

(4)相談支援

⑲ 計画相談支援

サービスの内容	障害福祉サービス等を申請した障がいのある人に、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行うサービスです。
対象者	 ・障害福祉サービスを申請した障がいのある人又は障がいのある児童であって、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた人 ・地域相談支援を申請した障がいのある人であって市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた人 ※介護保険制度のサービスを利用する場合については、障害福祉サービス固有の行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等の場合で、市町村が必要と認める場合。
本市の考え方	利用人数の見込量については、前期計画期間中の利用実績は減少 傾向ですが、今後のその他のサービスの利用見込量も踏まえ、ニー ズに応じた供給体制の確保を見込んだうえで算出しています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	46人	50人	55人



20 地域移行支援

サービスの内容	入所施設に入所している障がいのある人、精神科病院に入院している 精神障がいのある人等に対して、保健所・自治体・病院・障害福祉サー ビス提供事業所などの関係機関が協力して、地域における生活に移行す るための活動に関する相談、その他の必要な支援を行うサービスです。
対象者	・障害者支援施設等に入所している障がいのある人・精神科病院に入院している精神障がいのある人・保護施設、矯正施設などに入所している障がいのある人
本市の考え方	利用人数については、前期計画期間中の利用実績がないことから見込量を0としていますが、今後の施策展開に伴う地域移行の促進を踏まえ、利用ニーズが明らかになった場合には、提供体制の確保に努めます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	0人	0人	0人

※月あたり利用人

② 地域定着支援

サービスの内容	居宅において単身等で生活する障がいのある人等について、地域生活 を継続していくための常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因し て生じた緊急の事態等において相談、その他の支援を行うサービスで す。
対象者	以下の人のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる人を対象とします。 ・居宅において単身で生活する障がいのある人 ・居宅において同居している家族等が障がい、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障がいのある人
本市の考え方	利用人数については、前期計画期間中に減少傾向となり、令和5年度 については利用実績がないことから見込量を0としていますが、利用 ニーズが明らかになった場合には、提供体制の確保に努めます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	0人	0人	0人

4. 地域生活支援事業の見込

(1) 必須事業

② 理解促進研修·啓発事業

事業の内容・ 対象者	障がいのある人などが日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会 的障壁」をなくすため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓 発を通じて地域住民への働きかけを行うことにより、共生社会の実現を図 ります。
本市の考え方	障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための普及啓発については情報の発信を継続して行っていきます。さらに、市内の障がい者団体や障害福祉サービス事業所等と協力しながら、市民が参加できるイベントや研修、講座の開催等により共生社会の実現に努めます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

事業の内容・対象者	障がいのある人やその家族、地域住民等による、地域における災害対策、 孤立防止活動、社会活動、ボランティア活動等の自発的な取組を支援する ことにより、共生社会の実現を図ります。
本市の考え方	ボランティアの普及・育成を進めるほか、障がいのある人の介護者のための家族教室を開催する等、障がいのある人や介護者同士の情報交換・交流の場の確保に努めます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	無	有



② 相談支援事業

事業の 内容・ 対象者	障害者相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。
	基幹相談支援センター	相談支援の中核的な役割を行う機関として、障がいの種別 や様々なニーズに対応できる総合的な相談業務や権利擁護 (成年後見制度や虐待防止)の取組等を行います。
	相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
本市の	考え方	西諸圏域において基幹相談支援センターを設置しており、 今後も地域における相談支援の中核として相談支援体制の 強化に取り組み、障がいのある人が主体的にサービスを選 び、自立した地域生活を継続できるよう努めます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施か所数	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	有

② 成年後見制度利用支援事業

事業の内容・ 対象者	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用に係る費用を支給することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。 身寄りがいない利用者の成年後見制度の申立て(市長申立て)に要する経費の負担及び成年後見人等の報酬について助成します。
本市の考え方	成年後見制度利用支援事業については、本計画期間中は利用者が大きく 増加しないと想定し、事業量を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間利用者数	1人	2人	2人

⑥ 成年後見制度法人後見支援事業

事業の内容・対象者	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を 確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の 活動を支援し、障がいのある人の権利擁護を図ります。
本市の考え方	関係機関と協議を進め、令和8年度まで引き続き実施を検討します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	検討	検討	検討

② 意思疎通支援事業

事業の内容・	手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思 の疎通を図ることに障がいがある人とその他の人の意思疎		
内容・ 対象者		手話通訳者設置事業	通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等の方法により、 意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣などを 行う事業です。	
	本市の考え方		手話言語条例の施行に伴い、各施策の充実を目指します。 手話通訳者派遣事業においては、手話講習会を継続的に実施 し、手話通訳者の養成・確保に努めます。また、手話通訳者 設置事業については、市庁舎における手話通訳者の体制整備 に努めます。さらに、要約筆記者派遣事業においては、継続 して要約筆記者の養成・確保に努めます。	

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業 手話通訳者派遣·要約筆記者派遣	年間利用件数	105件	115件	125件
意思疎通支援事業 手話通訳者設置事業	配置人数	0人	0人	1人



28 日常生活用具給付等事業

事業の内容・対象者	介護・訓練支援用具	在宅の障がいのある人などの日常生活を容易にする
	自立生活支援用具	ため、障がいに応じた用具(各種目の対象要件に該当する人を対象)として、①介護・訓練支援用具(特殊寝台、
	在宅療養等支援用具	特殊マットなど)、②自立生活支援用具(入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置など)、③在宅療養等支援用
	情報・意思疎通支援用具	具(電気式たん吸引機、視覚障害者用体温計など)、④情報・意思疎通支援用具(点字器、人工咽頭など)、⑤排泄
	排泄管理支援用具	管理支援用具 (ストマ装具など)、⑥居宅生活動作補助
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	具(移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅 を伴うもの)の給付を行う事業です。
本市の考え方		重度の障がいのある人が日常生活を円滑に営むことができるよう、利用者に応じた適切な日常生活用具を給付するとともに、必要に応じて対象品目等の見直しを行います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	年間給付件数	3件	3件	3件
自立生活支援用具	年間給付件数	5件	5件	5件
在宅療養等支援用具	年間給付件数	5件	5件	5件
情報・意思疎通支援用具	年間給付件数	5件	5件	5件
排泄管理支援用具	年間給付件数	160件	160件	160件
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	年間給付件数	2件	2件	2件

② 手話奉仕員養成研修事業

事業の内容・対象者	手話言語条例の基本理念に基づき、すべての市民が共生すること のできる地域社会を実現することを目的として、広く市民に手話の 理解促進や手話の普及に努めるとともに、手話通訳者を養成するも のです。
本市の考え方	手話通訳者派遣事業の派遣登録者確保の面でも重要性が増していることから、手話講習会を継続し講習会修了者のうち派遣登録を行う人数について、本計画期間中の見込量を設定します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話講習会	実施の有無	有	有	有
養成講習修了人数	見込者数 (登録見込者数)	10人	10人	10人

⑩ 移動支援事業

事業の内容・対象者	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。
本市の考え方	利用者数、利用時間ともに今後ゆるやかに増加すると想定し、事業量を見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	年間利用者	23人	25人	27人
梦到又饭 事未	時間	960時間	1,040時間	1,080時間

③ 地域活動支援センター機能強化事業

事業の内容・対象者	障がいのある人が通い、創作的活動・生産活動の提供により、自立と社会との交流促進などの事業を実施します。
本市の考え方	実施か所数及び利用人数の見込量については、前期計画期間中の利用実績を踏まえ、今後も大きな変動はないものとして算出しています。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター I 型	実施か所数	1か所	1か所	1か所
(本市実施分)	年間利用者数	3人	3人	3人
地域活動支援センター I 型	実施か所数	1か所	1か所	1か所
(他市町村実施分)	年間利用者数	6人	6人	6人
地域活動支援センターⅡ型	実施か所数	1か所	1か所	1か所
(本市実施分)	年間利用者数	10人	10人	10人
地域活動支援センターⅡ型	実施か所数	_	_	_
(他市町村実施分)	年間利用者数	_	_	_
地域活動支援センターⅢ型	実施か所数	1か所	1か所	1か所
(本市実施分)	年間利用者数	2人	2人	2人
地域活動支援センターⅢ型	実施か所数	_	_	_
(他市町村実施分)	年間利用者数	_	_	_

(2) 任意事業

② 日中一時支援事業

事業の内容・対象者	障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、日中の活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などの支援を行うサービスです。
本市の考え方	利用人数は今後も増加すると想定し、事業量を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間利用者数	10人	12人	14人

③ 社会参加促進事業

事業の内容・	自動車運転免 許取得助成	障がいのある人の自動車運転免許の取得に要する費用の 一部を助成するサービスです。
対象者	自動車改造 助成	障がいのある人の自動車の改造に要する費用の一部を助 成するサービスです。
本市の考え方		年間利用者数の見込量については、前期計画期間中の利用 実績を踏まえ、今後も大きな変動はないものとして算出して います。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得助成	年間利用者数	1人	1人	1人
自動車改造助成	年間利用者数	2人	2人	2人

④ 障害者虐待防止対策支援事業

事業の内容・対象者	障がいのある人への虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関
	等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業です。
本市の考え方	今後も緊急時の保護環境の確保を行うとともに、虐待防止 に向けた連携協力体制の構築に向けて取り組みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急保護居室確保	委託先数	2か所	2か所	2か所
連携協力体制の整備	協議会設置の有無	有	有	有

5. 障がい児支援サービスの見込

(1)障害児通所支援・障害児相談支援

③ 児童発達支援

	内容
サービスの内容・対象者	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
本市の考え方	利用人数及び利用時間の見込量については、前期計画期間中の利用 実績を踏まえ、今後も大きな変動はないものとして算出しています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日、1 巨	39人	39人	39人
見込量	351人日分	351人日分	351人日分

※月あたり利用人・利用人日分

36 医療型児童発達支援

	内容		
サービスの内容・対象者	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援 が必要であると認められた障がいのある子どもを対象に、児童発達支 援及び治療を行います。		
本市の考え方	利用人数及び利用時間については、前期計画期間中の利用実績がないことから見込量を0としていますが、利用ニーズが明らかになった場合には、提供体制の確保に努めます。		

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日77日	0人	0人	0人
見込量	0人日分	0人日分	0人日分

※月あたり利用人・利用人日分

③ 放課後等デイサービス

サービスの内容・	学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している 障がいのある子どもを対象に、放課後や学校休業日に、生活能力の向
対象者	上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
本市の考え方	利用人数及び利用時間の見込量については、前期計画期間中の利用 実績を踏まえ、今後も大きな変動はないものとして算出しています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	77人	77人	77人
光	1,078人日分	1,078人日分	1,078人日分

※月あたり利用人・利用人日分

38 保育所等訪問支援

サービスの内容・対象者	保育所等を利用する障がいのある子どもや保育所等のスタッフに対し、集団生活への適応や保育所等の安定した利用を促進するために、保育所等を訪問して専門的な支援を行います。
本市の考え方	利用人数及び利用時間の見込量については、前期計画期間中の利用 実績を踏まえ、今後も大きな変動はないものとして算出しています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	15人	15人	15人
	15人日分	15人日分	15人日分

※月あたり利用人・利用人日分



③ 居宅訪問型児童発達支援

サービスの内容・対象者	重度の障がい等の状態にあって、障害児通所支援を利用するために 外出することが著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、日 常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な 支援を行います。
本市の考え方	利用人数及び利用時間については、前期計画期間中の利用実績がないことから見込量を0としていますが、利用ニーズが明らかになった場合には、提供体制の確保に努めます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	0人	0人	0人
	0人日分	0人日分	0人日分

※月あたり利用人・利用人日分

⑩ 障害児相談支援

サービスの内容・対象者	児童の保護者から依頼を受けた指定障害児相談支援事業者が、支給 決定前に「障害児支援利用計画案」を作成し、支給決定後にサービス 事業者等との連絡調整等を行い、「障害児支援利用計画」の作成を行い ます。また、一定期間ごとに支給決定されたサービス等の利用状況の 検証(モニタリング)を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行い ます。
本市の考え方	利用人数の見込量については、前期計画期間中の利用実績を踏ま え、今後利用が増加していくことを見込んだうえで算出しています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量	33人	36人	40人



第7章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画を推進していくためには、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労、まちづく り等、様々な分野の連携が重要になります。このため、庁内において関係課の連携を強化 するとともに、効果的な施策の展開に向け、検討を行います。また、市内における関係機 関やサービス事業所、一般企業、団体、地域など、幅広い連携を行い、市全体で本計画の 効果的・効率的な推進を図ります。

2. 計画の進行管理

計画の進行管理と点検・評価にあたっては、計画に定める事項について、少なくとも 1 年に1回その実績を把握し、障がい者施策や障害福祉サービス、関連施策の動向も踏まえ ながら、計画の評価として分析・評価を行い、必要があると認めた時には、計画の変更や 事業の見直し等の措置を講じます。

■えびの市障がい者プランにおけるPDCAサイクルのプロセス



基本理念のもと、障がい者施策や 関連事業の方向性を定める。

計画



ACTION 改善

毎年度評価等の結果を踏まえ、必要が ある時は、障がい者計画の見直し等を 実施する。

DO 実行

計画の内容を踏まえ事業を実施する。



CHECK 評価

計画の進行管理と点検・評価については、少なくとも1年に1 回その実施状況を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏 まえながら、計画の分析・評価を行う。



3. 県・近隣市町等との連携

計画の推進にあたって、制度の改正等の変化を踏まえた施策展開としていくため、県からの情報を随時収集していくこととします。

また、障がい者施策において、広域的に連携し対応することが望ましいものや、本市だけでは解決が難しい課題については、西諸圏域の2市1町をはじめ、近隣市町との連携や情報交換を行い、施策を展開していくこととします。

さらに、障害福祉サービスの提供にあたっては、障がいのある人やその家族の利用が市内だけでなく、近隣市町をはじめとして、幅広い範囲にわたっているため、障がいのある人の多様化するニーズに柔軟に対応できるよう、県や近隣市町等との連携を強化し、福祉サービスの向上を目指します。

4. 協議会との連携

本計画の推進において、障害者基本法に基づく、えびの市障害者施策推進協議会を開催 し、計画の取組状況や、障がいのある人への支援、地域共生社会の実現に向けた課題につ いて検討を行うことで、本市の実情に沿った障がい福祉施策を展開します。

また、障害者総合支援法に基づく、えびの市障害者地域支援協議会を開催し、保健、医療、教育、福祉、就労等の関係機関、福祉サービス事業者やNPO、民間団体等、様々な視点から障がいのある人の生活や支援に向けて検討を行うことで、市民のニーズを反映した障がい福祉施策、障害福祉サービス等を実施します。



資料編

1.用語解説

あ行

●アウトリーチ:

援助を求めている人のいる場所におもむいて援助を提供すること。特に、援助のニーズが不明確な場合には、アウトリーチ活動によって潜在的なニーズを把握し、応えていくことが重要とされる。

●アクセシビリティ:

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

●一般就労:

民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

●医療的ケア:

日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。 通常、医師免許や看護師等の免許を持たない人は、医行為を反復継続する意思をもって行う ことはできないが、平成 24 年度の制度改正により、看護師等の免許を有しない人も、医行為 のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場 合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなっ た。

●医療的ケア児:

医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。

●インクルーシブ:

「包摂的な、包摂性のある」という意味であり、「排他的」の対義語となる。包摂とは、あるものを包括的に受け入れることを指し、「包摂的な社会」とは、異なる意見や立場、文化や価値観などを受け入れ、調和が図られている社会を指す。

●インクルーシブ教育:

障がいのある子どもとない子どもが、同じ場でともに学ぶこと。障がいのある子どもが一般的な教育制度から排除されず、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされる。

か行

●加配:

保育園や幼稚園等の場において、発達の遅れや障がいのある子どもに対し、個別に支援ができるよう、通常の職員数に加えて先生を配置すること。

基幹相談支援センター:

地域において、障がいに関する相談支援の中核的な役割を担う機関であり、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人に対する相談等の業務を総合的に行う機関のこと。

●共生社会:

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、 人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

強度行動障がい:

環境への著しい不適応状態で、激しい不安・興奮・混乱などを示し、結果的には多動・疾走・ 奇声・自傷・固執・強迫・攻撃(噛み付きなど)・不眠・拒食・多食・多飲などの行動が、日常生活 の中で高い頻度と強い程度で出現し、現在ある通常の療育環境では適切な対応が著しく困難 な場合を指す。

●筋萎縮性側索硬化症(ALS):

重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患で、運動ニューロン病の一種。極めて 進行が速く、半数ほどが発症後3年から5年で呼吸筋麻痺により死亡する(人工呼吸器の装着 による延命は可能)。治癒のための有効な治療法は現在確立されていない。

●権利擁護:

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけではなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取組のこと。

●合理的配慮:

障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更及び調整を行う人に対して「均衡を失した、又は過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

●個別避難計画:

災害発生時に高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者が適切に避難できるよう、「避難先」、「避難経路」、「避難の支援をしてくれる人(親戚・知人等)」を事前に定めた計画のこと。

さ行

●児童福祉法:

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定める法律で、その時々の社会のニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられている法律。

●社会的障壁:

障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなもの。 事柄(早口でわかりにくく、あいまいな案内や説明など)、物(段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など)、制度(納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒の学校に行くことが認められないことがあることなど)、習慣(障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされることなど)、考え方(障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができないなど)。

●手話通訳者:

聴覚に障がいのある人や音声又は言語機能に障害のある人と聴覚に障がいのない人の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介する人のこと。

●手話通訳奉仕員:

聴覚に障がいのある人や音声又は言語機能に障害のある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕する人のこと。

●障害者基本法:

障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画(障がい者計画)の策定を義務づけている。

●障害者虐待防止法:

障がいのある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組や、障がいのある人を現に養護する人(擁護者)に対して支援措置を講じることを定めた法律。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。

●障害者雇用促進法:

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を一定割合以上雇用することを義務づけた法律。正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用機会を広げ、障がいのある人が自立できる社会を築くことを目的とする。職業リハビリテーションや在宅就業の支援など障がいのある人の雇用の促進について定めている。

●障害者差別解消法:

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生 する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法 律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

●障害者就業・生活支援センター:

就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・雇用等の関係機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施。

●障害者自立支援法:

障がいのある人及び障がいのある子どもが、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、平成 18 年 4 月に施行された法律で、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人それぞれに提供されていた福祉サービスを一元化し、また、保護から自立に向けた支援をすることなどが規定された。後に障害者総合支援法に改正された。

●障害者総合支援法:

障がいのある人及び障がいのある子どもが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人及び障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

●障害者地域支援協議会:

障害者総合支援法第89条の3に基づき、地域社会において障がいのある人が安心して生活を送るための必要なシステムづくりに関し、関係団体及び機関等が課題についての認識を共有し、その対応策の協議及び相互の連絡調整を図ることを目的として設置された協議会。

障害福祉サービス:

障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住などの 状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の 支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけ られる。

●情報アクセシビリティ:

年齢や障がいの有無等に関係なく、誰もが必要とする情報に簡単にたどりつき、利用できること。

●自立支援医療:

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費 負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。

●自立支援医療(育成医療):

児童福祉法に規定する障がい児で、その身体障がいを除去、軽減する手術等(口蓋裂形成 術、脊椎側彎症形成術等)の治療によって確実に効果が期待できる人に対して提供される、生 活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行う制度。

●自立支援医療(更生医療):

身体障害者福祉法に規定する身体障がいのある人で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療(人工関節置換術、人工透析等)によって確実に効果が期待できる人に対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行う制度。

自立支援医療(精神通院医療):

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う制度。

●身体障害者手帳:

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に 交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級~6級に区分されているが、さらに障 がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部(呼吸器や心臓、腎臓、膀胱又は直腸、小 腸、免疫機能)などに分けられる。

●スクールカウンセラー:

学校教育をめぐる様々な問題への対策としてカウンセリング等を行う心理学の専門家のこと。

●スクールソーシャルワーカー:

教育機関において、福祉相談業務等を行う専門家のこと。子どもの家庭環境による問題に 対処するため、児童相談所など関係機関と連携し役割分担の調整や、社会福祉的な立場から 家庭訪問等による保護者のケア、教職員への指導・助言を行う。

●精神障害者保健福祉手帳:

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

成年後見制度:

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないよう、法律面や生活面で支援する仕組み・制度のこと。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などの選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た行

●地域活動支援センター:

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

●地域共生社会:

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤の弱まりや、暮らしにおける人と人とのつながりの弱まりなど、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

●地域包括ケアシステム:

主に介護・高齢者福祉分野で進められている取組であるが、高齢者だけでなく、子育て世帯、 障がいのある人を含むその地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を 持続できるよう、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「予防・保健」「生活支援・福祉サービ ス」「住まいと住まい方」といった5つの分野からの支援を一体的に提供する仕組みのこと。

●诵級指導教室:

大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた特別な指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態で、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行うもの。

●特別支援学級:

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている小学校、中学校の学級。

●特別支援学校:

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている学校。

●特別支援教育:

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

●特別支援教育コーディネーター:

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う人のこと。

●特別児童扶養手当:

精神又は身体に障がいを有する 20 歳未満の児童を監護している父若しくは母、又は父母にかわって養育している人に支給される手当。ただし、障がいのある児童が施設等に入所している場合は該当しない。

●特別障害者手当:

20 歳以上で、精神又は身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給される手当。ただし、施設等に入所している人及び病院等に3か月以上入院している人は該当しない。

な行

難病:

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。昭和 47 年の難病対策要綱おいて、難病は、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。

難病の患者に対する医療等に関する法律:

難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し、必要な事項を定めることにより、 難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上 を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする法律。

●日常生活用具:

障がいのある人などが安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具。

は行

●発達障がい:

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

●発達障害者支援法:

長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障がいのある人の定義と社会福祉の制度における位置づけを確立し、発達障がいのある人の福祉的援助に道を開くため、発達障がいの早期発見、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務、発達障がいのある人の自立及び社会参加に資する支援を初めて明文化した法律。

●バリアフリー:

障がいのある人が社会生活をしていくうえで、障壁(バリア)となるものを除去するという 意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難 にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

バリアフリートイレ:

高齢者や障がいのある人を含め、あらゆる人が利用しやすいように配慮されたトイレのこと。 一般的な狭いトイレを利用しにくい車椅子の人や高齢者、乳幼児を連れた人、妊娠中の人、オストメイトの人、性別で区切られたトイレに抵抗がある性的マイノリティの人等が利用しやすいトイレとされている。

●ハローワーク:

正式名称は「公共職業安定所」。職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・ 職業指導・雇用保険業務などを行う。

●避難行動要支援者:

高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人(要配慮者) のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。

●福祉的就労:

企業などに就職することが困難な障がいのある人が、障がいのある人を支援する施設や事業所などにおいて生産活動を行うこと。

●福祉避難所:

災害時に、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の人を対象とした避難所。

●ヘルプマーク:

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、又は妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのマークのこと。

法定雇用率(障がい者雇用率):

障害者雇用促進法に定められているもので、官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた 障がいのある人の雇用割合。一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与 えることとし、常用労働者の数に対する割合(障がい者雇用率)を設定、事業主などに障がい 者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの。

●補装具:

身体障がいのある人などが装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補 完するものの総称。代表的なものとして、義肢(義手・義足)・装具・車椅子があり、その他、肢 装具・杖・義眼・補聴器も補装具にあたる。

や行

ユニバーサルデザイン:

年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが利用しやすいようにデザインされたもののこと。

●要約筆記者:

手話の取得の困難な中途失聴者や難聴者などの依頼を受けて、文字によるコミュニケーション手段としての要約筆記を行う人。

ら行

リハビリテーション:

心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に発揮して 自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリ テーションがある。

●療育:

障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

●療育手帳:

児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

●レスパイト:

休息あるいは息抜きという意味であり、レスパイトサービスは家族や保護者が日常的に行う介護や介助を事業所がサービスとして代行することで、家族や保護者が休息の時間を確保できるようにするサービスのこと。

2. えびの市障害者施策推進協議会委員名簿

	団体名	氏名
1	えびの市医師団	前田和伸
2	えびの市自治会連合会	吉田 勉
3	えびの市社会福祉協議会	田原 靖大
4	えびの市民生委員児童委員協議会	大迫 建一
5	えびの福祉作業所	鬼脇 千代子
6	えびの市身体障害者福祉会	田内 四朗
7	えびの市視覚障害者福祉会	西田 えみ
8	えびの市知的障害児者親の会	金田 和久
9	ヘルパー連絡協議会	上園 弘美
10	えびの市副市長	甲斐 正文
11	総務課人権啓発室長	篠原 亜矢子
12	企画課長	黒松 裕貴
13	財産管理課長	有村 充
14	観光商工課長	木原 俊一郎
15	健康保険課長	井手平 慎一
16	学校教育課長	大河平 隆公
17	市立病院事務長	藺牟田 順子
18	こども課長	田中義人
19	福祉課長	黒木 良二

えびの市障がい者プラン

えびの市障がい者計画(第6期) えびの市障がい福祉計画(第7期) えびの市障がい児福祉計画(第3期)

発 行 令和6年3月

発行者 えびの市 福祉課

T889-4292

宮崎県えびの市大字栗下1292番地

TEL 0984-35-1115

FAX 0984-35-0401

表紙の紹介

作者/時任健二さん(66歳)

普段から絵を描くことが大好きで、色鉛筆を使った色彩豊かな 絵が得意です。表紙は、障がいがある人もない人もすべての人 の幸せを願って、市内の真幸駅構内ホームにある「幸せの鐘」 を描かれたものを提供していただきました。